

郵便貯金ハ主トシテ生活資金ニナル（之ニ対シ高橋委員ヨリ露店等ノ資金ヲ如何ニスルカノ意見アリ）

（ロ）本件措置ト同時ニ米ノ増配、失業救済、給与ノ改善等ヲ併セ行フコトハ緊要ナル

一、木内委員

（イ）本件ニハ賛成ナリ可及的速ニ実行スベシ

（ロ）別途ニ財産税回避ノ為ノ換物等ニ就テハ昨年八月末日ノ預金高デ調査シソレト現在ノ調査額ノ何レカ多キニ從ヒ課税スル

一、田中委員

（イ）財産税捕脱ノ目的デ預金ヲ引出シ居ル場合ニハ、八月十五日ノ現在デ課税シ得ル規定ヲ設ケテ之ヲ早期ニ公表宣傳スルコト

（ロ）右ノ為全面的ニ調査ノ必要ナク個別的ニ調査スル際右ノ該当者ヲ調査スレバ良イ。右ノ声明ニヨリ財産ノ秘匿ヲ防止シ得ルデアラウ（之ニ対シ高橋委員ヨリ税務官吏ニ対シカクノ如キ権限ヲ与フルハ危険ナリトノ言アリ）

一、本位田委員

（イ）本件ニハ賛成ナル

（ロ）只新田引換ト同時デナケレバナラナイト思フガ新田ノ印刷ガ早く出来ズト云フコトデ失望シテ居ル

一、諸井委員

百億円ノ収縮ハ望マシイガ困難デハナイカ生産トノ関係ヲ考

慮スルコト

一、石山委員

昭和十九年度末百三十億終戦時約二百五十億カラ考ヘルト百億円以下ガ妥当デハナイカ

出所 大蔵省財政史室編「終戦直後の財政・通貨・物価対策―戦後通貨物価対策委員会の記録」（昭和六〇年）より再録。

IV 緊急措置の法令化過程 (2)

IV-1 金融緊急措置関係の報道に関する処理一件 (昭和二年一月一九—二三日)

a. モラトリウム説についての太蔵当局見解(『時事通信 財政金融』昭和二年一月一九日)

年初以来一部巷間に預金払出し制限、或ひはモラトリウム実施説が行はれてゐるが、これに対し太蔵当局は「払出し制限等は最後の手段であり、金融界には現在爆発的危機は存在しない」として、かかる風説を否定してゐる

すなはち日銀券の増発、財産税を前にして換物の盛行、二、三市中銀行に対する悲観の見透し等に加へ、去る八日には日銀が市中銀行への融資を抑制すべきことを発表し、同時に全国銀行協会連合会が思惑、買溜め、間取引資金の貸出しは絶対にこれを避け、会社の繋ぎ資金貸出しも最少限度に止めるべきことを申合せたことがモラトリウム実施の風説に拍車をかけ、のみならず一部の銀行が十五日ごろ大口取引者の一部に預金引出しはこの際遠慮されたしと積極的な申し入れを行つた事実もあるので、急速に払出し制限を行へとの積極的意見とともにこの観測は今や単なる浮説として等閑視出来ないものがあり、これに対する太蔵省の見解は注目されてゐたが、これに対し太蔵当局では次のとき見解を表明してゐる

「この頃の金融状況についての一般の見透しにおいてはわれわれと市中との間に大差はない、しかし本格的な払出制限は最後

的対策で百方手を尽してもなほ無駄だといふ一步手前に来るまではみだりに議題に供すべきものではない、一般情勢はなるほど好ましからぬ方向にあるにはあるが、それかといつて爆発的危機を招くやうな条件は見当らない、市中銀行の資金繰りにおいてもさうである、八日の日銀および銀行協会の決定は金融機関が窮況に陥つたからではなく、反対に事前の対策であると解する、一、二の市中銀行がその預金者に遠慮方を申入れたといふことはきいてゐないが、あつたとしても同じ意味のものであらう、また払出制限が将来避けられぬとしても、それは一挙に行はれず、各種の段階的処置が時間的秩序をもつて進められよう、われわれとしては十二日発表した新物価体系要綱と内務農林両省の一体となつた米の供出促進にむしろ期待する」

b. 太蔵省メモ

一月十九日付英文日本タイムズ紙上ニ太蔵省当局筋ノモラトリウム問題ニ付「払出し制限等ハ最後の手段デアリ金融界ニハ現在爆発的危機ハ存在シナイ」払出し制限ガ将来避ケラレヌトシテモソレハ一挙ニ行ハレズ、各種ノ段階的措置ガ時間的秩序ヲ以テ進メラレヤウ」云々等ノ記事掲載セラレタルニ関シ連合軍当局ヨリ嚴重注意有之

(一) 若シ太蔵省当局者ニシテ斯ル言辞ヲ洩ラシタル者アラバ即時免官スベシ

(二) 若シ右事実ナキ時ハ真実ナラザル報道ヲ為セル向ニ対シ必要ノ措置ヲ採ルベシ

トスル申入レアリ右措置ヲ採ラザル限リ当面ノ問題ニ関シ大蔵省ノ提案ヲ審議スル能ハザル旨口頭ヲ以テボグケン氏ヨリ木内部長ニ対スル申越シアリ右ニ関シ早急真相ヲ調査シタル処右(一)ニ付テハ予テ新聞記者側ヨリ「モラトリウム」施行ノ有無ノ問合せアリタルニ関シ当局者ハ何人モ絶対ニ其ノ意ナシト答ヘタルノミニテ該記事ノ如キ言辭ヲ洩ラシタル者ナキ次第ハ別添大蔵次官ノ秘密訓令發出ノ直後ナルコトヲ以テモ御想像ニ難カラザル所ナリト信ス

又右(二)ニ関シテハ右記事ノ出処ハ時事通信社発行ニ係ル一月十九日付時事通信(金融財政版)「新物価体系ニ期待(モラトリウム説ニ当局ノ見解)」ナル記事ヲ転載シタルモノナル如キ処右時事通信社ハ本省詰メノ記者ヲ以テ組織スル財政研究会及大蔵記者クラブノ何レニモ入会シ居ラズ形式上モ事実上モ本省ノ統制外ニ在ルモノニシテ当局トシテ之ニ対スル措置ハ極メテ困難ナルモノアリト雖モ時事通信社ニ対シテハ直チニ嚴重注意ヲ喚起スルト共ニ之ヲ本省關係記者クラブニ参加セシメ不真実ナル報道ヲ嚴ニ戒ムル等格別ノ措置ヲ即刻実行スル所存ナリ付テハ此ノ際連合軍側ニ対シテモ今後不真実ナル報道ヲ為サントスル向キニ対シテハ然ルベク統制ヲ加フルヤウ協力ヲ求ムルコトト致度

注 内閣用箋。エンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六—三二。

c. 大蔵省説明愛知メモ(昭和二年一月三日)

乱ニ乗ジ軍等ヨリ不当ニ物資ノ私下ヲ受ケ又ハ其ノ後ノインフレーション及財産税ヲ見越シ不正又ハ不当ニ物資ヲ買溜又ハ売惜ヲ為シタル者ヨリ物資ヲ供出セシムルト共ニ之ヲ適正ニ配給シ就中食糧供出ノ見返リニ充ツル為左ノ要領ニ依リ措置スルモノトス

要領措置

(一) 対象物資

各種石油製品、纖維製品(糸、織物、毛布、服、特定下着類、手袋、靴下及足袋)、生ゴム、屑ゴム及ゴム製品(地下足袋、総ゴム靴及タイヤ及チューブ)、原皮、革及革靴、油脂及油脂加工品(硬化油、脂肪酸及グリセリン)、医薬品、鉄鋼(普通鋼々材、特殊鋼々材、銑鉄及釘、鋼索)、電気銅、故銅、伸銅、電線、アルミニウム、ジュラルミン、錫鉛、亜鉛、アンチモン、ニッケル、コバルト、石綿、モーター、変圧器、電球(以上三八据付シタルモノヲ除ク)、電熱線、軸受、自動車及同主要部品、自転車及同主要部品、鍋及釜(輕金屬製又ハ鉄製ノモノ)、生漆

(二) 在庫調査

一定期日ヲ期シ対象物資ノ在庫ヲ調査シ申告義務者ヨリ必要ナル事項ヲ申告セシムルモノトス、尚申告ノ爾後ニ於テ行政官庁及買上機關ニ於テ必要ニ応ジ臨検検査ヲ為スモノトス

(イ) 申告義務者

一、二ノ例

一、皇室財産問題—責任者処罰論抬頭

* 此ノ時ニハ出来得レバ法ノ適用トイフコトデナク処理シ度イ希望—政府全体及宮内省
「マ」ニ於テ日本側ア既ニソコ迄考ヘテ居ルナラソノ通りニヤレトイフコトニナル傾レ。政府及宮内省ヨリ抗議。種々実情調査ノ結果処罰ノ要ナシト見送り。

一、財産税ノ税率—三十一日提出ノ大蔵省案ト異ナル旨ノマヨリノ連絡

一、新田問題(英文毎日)

スルコトヲ書カセルコト自体ガ問題トノ見解(マ)

先方同志ノ連絡不十分ニテ「ケリ」

一、財閥問題

書込 * 一—二—三—研究会ニ対シ説明

注 大日本帝國政府用箋。エンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六—三二。

IV—2 隠匿物資管理令要綱案(昭和二年一月二四日商工省商務局)

隠匿物資管理令要綱案

商務局 二二、一、二四

方針

不正又ハ不当ニ物資ヲ隠匿又ハ退蔵シタル者特ニ終戦時ノ混

対象物資(以下物資ト称ス)ノ製造(加工ヲ含ム)業者又ハ其ノ団体ニシテ一定数量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、物資ノ販賣業者又ハ其ノ団体(ブローカー、露天商、農業會ヲ含ム)物資ヲ業務上原材料トシテ使用スル者ニシテ一定数量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、官庁、公共団体、消費者団体ニシテ一定数量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、其ノ他一定数量以上ノ物資ノ所有者(一般消費者ヲ含ム)並ニ物資ヲ保管スル倉庫業者、運送業者其ノ他他人ノ委託ヲ受ケ一定数量以上ノ物資ヲ保管スル者

(a) 申告事項

所有者又ハ保管者ノ氏名、名称及住所、物資ノ種類、所有又ハ保管数量、所有又ハ保管場所、保管ノ場合ハ所有者ノ氏名、名称及住所、所有又ハ保管ノ始期、受入価格、買入先、最近四ヶ月間ノ使用又ハ販売数量、其ノ他必要アル事項

(b) 申告手続

施行ノ日ヨリ二週間内ニ物資所在ノ地方庁經由ノ上商工大臣宛申告セシムルモ商工大臣ノ申告受理事務ハ便宜地方商工局ニ委任シ之ヲ行ハシム

(二) 爾後調査

爾後ニ於テ(四)(イ)ニ依リ可及的臨検検査ヲ勵行スルモノトス

(三) 買上

商工大臣又ハ地方長官ハ物資ノ所有者ニ對シ不當ト認メタル其ノ所有數量ニ付買上機關ニ指定シタル價格ヲ以テ讓渡スベキ旨ヲ命ズルコトヲ得ルモノトス

(イ) 強制買上ノ限度

ブローカー及露天商（企業許可ヲ受ケタル者ヲ除ク）ノ所有スルモノハ物資ヲ業務上原材料トシテ使用スル者ニ付テハ運轉上必要ト認メラルル數量（鉄鋼等ニ付テハ最近四ヶ月間ノ使用量ノ概ネ三倍）ヲ超エル數量、物資ヲ消費材トシテ消費スルモノ及其ノ団体等ニ就テハ一定限度（例ヘバ織物類ニ就テハ一世帯内平均一人当五反程度）ヲ超エル數量其ノ他地方長官ニ於テ買上グルヲ適當ト認メタルモノニ付強制買上ヲ行フ

右ノ場合買上ノ対象ハ不正又ハ不當ニ物資ヲ隱匿又ハ退藏シタルモノ特ニ終戦後物資ヲ不正経路ニ依リ入手シタルモノ又ハインフレーション及財産税ヲ見越シ不正又ハ不當ニ買溜又ハ売惜ミヲ為シタルモノニ重点ヲ置キ其ノ他ノモノニ就テハ実情ニ即スル基準限度ヲ定ムルモノトス

(ロ) 買上期間

原則トシテ物資別統制機關トシ商工大臣之ヲ指定ス

(ハ) 買上価格

原則トシテ公定價格其ノ他ノ適法價格ニ依ルモノトス

(ニ) 買上諮問委員会ノ設置

(イ)及(ロ)其ノ他必要事項ノ決定ニ當リテハ地方長官ハ關係有識者ヲ以テ組織スル諮問委員会ニ原則トシテ諮問シ之ヲ決定スルモノトス

(ハ) 蒐荷及配給

特ニ地域のニ偏在甚ダシキ物資ヲ除キ成ルベク所在地方、就中最寄農村ニ重点ヲ置キ配給スルヲ旨トシ主務大臣ノ指導ノ下ニ地方商工局ニ於テ速ニ配給計画ヲ樹立スルモノトシ右ニ基キ府県庁ニ於テ蒐荷及配給ヲ為スモノトス、此ノ場合保管場所ニ就テハ個人保管ヲ禁止シ原則トシテ營業倉庫工場倉庫等ニ保管セシム

(ロ) 物資ノ讓渡及移動ノ制限

民生ノ安定ヲ確保スル為必要ナル場合即

- (1) 他ノ法令ノ規定ニ基ク所定ノ経路及方法ニ依ルトキ
- (2) 本令ニ依リ商工大臣ノ指定シタル経路及方法ニ依ルトキ

ニ於テハ物資ノ讓渡及移動ヲ制限セザルモノ其ノ他ノ場合ニ於テハ本措置ノ実効ヲ確保スル為調査期日後一定期間（概ネ二週間）ヲ限リ物資ノ讓渡及移動ヲ制限スルモノトス

(四) 其ノ他ノ事項

(イ) 調査及買上ニ伴フ關係官庁買上機關及其ノ職員ノ權限、商工大臣及地方長官ニ於テ必要ナル權限ヲ行使スルノ他、買上機關ニ其ノ權限ノ一部ヲ行使セシムルト共ニ關係官

吏買上機關ノ特定職員（官ノ囑託トス）ニ對シ臨検検査權及必要ナル場合ニ於ケル讓渡命令權ヲ賦与ス

(ロ) 買上ニ要スル資金ノ融通並ニ買上ニ伴フ経費其ノ他ノ損失負担

買上機關ニ對シ買上ニ要スル資金ノ融通ヲナスト共ニ買上ニ伴フ買上機關ノ経費其ノ他ノ損失負担ニ就テハ要スレバ国库ニ於テ負担スル様算の措置ヲ講ズルモノトス、尚物資ノ所有者ノ受領シタル買上代金ニ就テハ一定期間（概ネ財産税決定迄）原則トシテ之ヲ封鎖スル措置ヲ講ズルモノトス

(ハ) 根拠法規

憲法第八条ニ基ク緊急勅令トス

(ニ) 罰則

本令ニ違反スル行為ヲ為シタル者ニ對シテハ当該物件ヲ沒收スルノ外体刑又ハ罰金ヲ科スルモノトス

注 ガリ版刷

出所 大蔵省資料乙五二六三一一

IV-3 大臣室會議愛知メモ（昭和二十二年一月二五日）

一・二五、大臣室

① 定期積金、無尽給付金、保険金等ヲ除ク

② 概算徴収ノ關係上、八月三十一日トスル（土曜日）

③ 準則ノ問題

④ 個人事業ノ従業者ヲ以テ區別スル案

⑤ 実績主義

結局形式的の二画一ノモノトスルノ外ナカルベシ

注 大日本帝國政府用箋。エンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六三一一

IV-4 金融緊急措置令施行規則（案）（未定稿）（昭和二十二年一月二五日）

金融緊急措置令施行規則（案）（未定稿）

*1

*第一条 金融緊急措置令（以下単ニ令ト称ス）第一条ニ規定スル預金其ノ他之ニ準ズル債務ハ預金、貯金、金錢信託及恩給金庫ノ寄託金トス *

第二条 令第一条ニ規定スル日ハ昭和二十一年八月三十一日トス

第三条 令第二条第一項第二号ニ規定スル公租公課ハ間接国税及分類所得税以外ノ国税並ニ地方税トス

第四条 令第五条ノ規定ニ依リ大蔵大臣ノ指定スル法人其ノ他ノ者ニ對シ事業經營上必要ナル支払ノ為ニスル預金等（令第一条ニ規定スル預金等ヲ謂フ以下同ジ）ノ支払ニ付テハ第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外令第一条ノ規定ヲ適用セズ

大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル事業者ニ

対シ其ノ預金等ニ付第一条ノ規定ヲ適用セザル金額ヲ指定スルコトヲ得

第五条 金融機関（令第六条ニ規定スル金融機関ヲ謂フ以下同じ）前項ニ規定スル事業者以外ノ事業者ニ対シ其ノ事業経営上必要ナル支払ノ為預金等ノ支払ヲ為ス場合ニ於テハ大蔵大臣ノ定ムル準則ニ從ヒテ之ヲ為スベシ

第六条 令第二条ニ規定スル世帯トハ戸主及之ト同居スル家族、使用人其ノ他ノ者ニシテ生計ヲ同ジクスルモノヲ総称ス

戸主ト同居セザル家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ戸主ト看做ス

世帯ニ於テ戸主（戸主ト看做サレタル者ヲ含ム）ヲ世帯主、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト謂フ

第七条 令第二条第一項第五号ニ規定スル金額ハ世帯主ニ付月三百円及世帯員一人ニ付月百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額トス

第八条 令第二条ニ規定スル引揚邦人トハ昭和二十年八月十五日以後外地（樺太ヲ含ム以下同じ）及外国ヨリ内地（樺太ヲ除ク以下同じ）ニ引揚ゲタル本邦人ヲ謂フ

第九条 令第二条第一項第六号ニ規定スル金額ハ一人ニ付千円トス

第十条 令第二条第一項第九号ニ規定スル預金等ノ支払ハ左ニ掲グルモノトス

ザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

四 医療費又ハ助産費ノ支払ノ為医師ノ請求スル金額ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

五 結婚費又ハ葬祭費ノ為千円ヲ超エザル金額ノ限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

六 大蔵大臣ノ指定スル預金等ノ支払

七 前各号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル支払

第十二条 令第二条第一項第五号又ハ第六号ノ規定ニ依リ預金等ノ支払ヲ受ケントスル者ハ同一世帯ニ属スル世帯主及世帯員又ハ引揚邦人タルコトヲ証スル書面ヲ当該預金等ノ債務者タル金融機関ニ対シ呈示スベシ

第十三条 左ニ掲グル場合ヲ除クノ外預金等ノ債權ヲ譲渡シ又ハ之ヲ債務ノ担保ニ供セントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 令第二条第一号、第三号又ハ第八号ノ規定ニ依リ支払ヲ為シ得ベキ預金等ニ関スルトキ

二 令第二条第三号若ハ第四号乃至第六号又ハ第十一条第一号乃至第六号ノ規定ニ依リ支払ヲ為シ得ベキ預金等ニ付当該預金等ノ支払期限ノ到来スルニ至ル迄之ヲ債務ノ担保ニ供スルトキ

三 大蔵大臣ノ指定スルトキ
自第十四条至第十九条（別紙）

一 金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依リ同一金融機関ニ対シ他ノ種類ノ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス為ニスル預金等ノ支払

二 金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依リ他ノ金融機関ニ対シ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス為ニスル預金等ノ支払

三 本令施行ノ際現ニ存スル債務（預金等ノ債務ヲ除ク）ヲ弁済スル場合ニ於テ金融機関ノ振替決済ノ方法ニ依リ金融機関ニ対シ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス為ニスル預金等ノ支払

前項第二号又ハ第三号ノ場合ニ於テ小切手ノ振出ヲ為ストキハ当該小切手ノ表面余白ニ「金融緊急措置令第一条ノ支払禁止預金等」ト記載シ振出人之ニ記名捺印スベシ

第十一条 令第二条第一項第十号ニ規定スル支払ハ左ニ掲グルモノトス

一 内地ヨリ外地又ハ外国ニ引揚グル者ニ対シ一人ニ付千円ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

二 戦災者ニ対シ衣料、家具其ノ他生活必需品ノ購入代金ノ支払ノ為一人ニ付千円ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払但シ特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ支払ヲ受ケタル者ニ在リテハ当該支払ヲ受ケタル金額ヲ控除シタル金額ヲ限度トス

三 衆議院議員ノ立候補者ノ為法定選挙費用ノ金額ヲ超エ

第二十條 金融機関ハ令第七条第二項ノ規定ニ依リ預金等ニ付左ニ掲グル利息ヲ付スベシ但シ大蔵大臣ノ指定スル預金等ニ付テハ大蔵大臣ノ定ムル利息ヲ付スベシ

一 約定利息アル預金等ニ付テハ当該約定利息

二 支払期限ヲ経過セル預金等ニ付テハ其ノ期限経過後ノ期間ニ付其ノ期限迄ニ付シタル利息ニ相当スル利息

第二十一条 本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ当該取引ノ相手方タル金融機関及最寄りノ日本銀行本店又ハ支店ヲ經由シ大蔵大臣ニ提出スベシ

付 則

本令ハ公付ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第 一 条 令第一条ノ規定ハ資本金十五万円以上ノ法人（金融機関ヲ除ク）其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ノ事業経営上必要ナル支払ノ為ニスル預金等ノ支払ニシテ現金ヲ交付セズシテ為スモノ又ハ第十七条ノ規定ニ依リ現金ヲ交付シテ為スモノニ付テハ之ヲ適用セズ但シ大蔵大臣ガ特ニ之ヲ適用スルノ必要アリト認ムル場合ニ於テ金額ヲ限り支払ノ相手方ヲ指定シタル場合ハ其者ニ対スル支払ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四条 金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーハ資金ノ融通（資金ノ貸付、手形ノ割引、新ナル当座貸越契約

又ハ当座貸越契約ノ極度金額ノ増額ヲ謂フ以下同ジ)ヲ為
ス場合ニ於テハ大蔵大臣ノ定ムル準則ニ從ヒテ之ヲ為スベ
シ

金融機關、証券引受会社又ハビルブローカー資金ノ融通ヲ
為ス場合ニ於テ前項ノ準則ニ從ハザルトキハ大蔵大臣ハ其
ノ資金ノ融通ニ付必要ナル制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得
本令施行ノ際ニ於テ金融機關ノ当座貸越契約ニ基ク貨越額
ガ当該当座貸越契約ノ極度金額ニ達セザルトキハ前二項ノ
適用ニ付テハ極度金額ハ本令施行ノ際ニ於ケル当座貸越額
迄減額セラレタルモノト看做ス

大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ金融機關ニ對シ当座貸越
契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

本条ニ於テ金融機關トハ銀行、信託会社、保險会社、無尽
会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫、地方
農業會、地方水産業團體及市街地信用組合其ノ他資金ノ貸
付ヲ行フ組合ヲ謂ヒ証券引受会社トハ有価証券引受業法ノ
証券引受会社ヲ謂ヒビルブローカートハ金融機關又ハ証券
引受会社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手
形ノ売買若ハ其ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ニシテ大蔵大臣
ノ指定スルモノヲ謂フ

第十五条 資本金(出資総額、株金総額、出資総額及株金総
額ノ合計額又ハ基金総額ヲ謂フ以下同ジ)十五万円以上ノ
会社ハ左ノ各号ノ一二該當スル資金ノ融通ヲ為サントスル

トキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 当該会社ノ役員ニ對シテ為ス資金ノ融通

二 他ノ会社ニ對シテ為ス資金ノ融通但シ一件三万円未満
ノモノ、前条第五項ノ金融機關、証券引受会社又ハビル
ブローカーガ為スモノ其ノ他大蔵大臣ノ指定スルモノヲ
除ク

第十六条 金融機關(令第六條ノ金融機關ヲ謂フ以下同ジ)

又ハ第十四条第五項ノ証券引受会社若ハビルブローカーハ
資本金十五万円以上ノ法人(金融機關ヲ除ク)其ノ他大蔵
大臣ノ指定スル者ニ對シ金融業務上ノ金銭債務(預金及貯
金ヲ除ク)ノ弁済(貸付契約ノ履行ヲ含ム)ヲ為サントス
ルトキハ金融機關ニ於ケル其ノ者ノ預金又ハ貯金ト為スコ
トニ依リテ之ヲ為スベシ但シ大蔵大臣ノ指定シタル場合又
ハ大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七条 金融機關ハ資本金十五万円以上ノ法人(金融機關
ヲ除ク)其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ對シ預金又ハ貯金
ノ支払ヲ為サントスルトキハ第十八条各号ノ支払ノ為ニ現
金ヲ要スル場合ニシテ工場又ハ事業場毎ニ指定セラレタル
金融機關ノ店舗ニ於テ為ス場合ノ外現金ヲ交付シテ之ヲ為
スコトヲ得ズ但シ大蔵大臣ノ指定シタル場合又ハ大蔵大臣
ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者工場又ハ事業場毎
ニ其ノ預金又ハ貯金ノ現金ニ依ル支払ヲ取扱フベキ金融機

関ノ店舗ヲ定メ當該店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ届出タルト
キハ當該店舗ハ之ヲ前項ノ指定セラレタル店舗トス預金又
ハ貯金ノ現金ニ依ル支払ヲ取扱フベキ金融機關ノ店舗ヲ變
更スル為メ新店舗ヲ定メ從來ノ店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ
届出タルトキハ變更後ノ新店舗ニ付亦同ジ

第十八条 資本金十五万円以上ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定
スル者ノ支払ハ左ニ掲グルモノヲ現金ヲ以テ為ス場合ノ外
預金振込若ハ貯金振込ニ依リ又ハ金融機關以外ノ者ニ對シ
裏書ニ依ル委任若ハ譲渡ヲ禁止シタル手形若ハ記名式線引
小切手ヲ以テ之ヲ為スベシ

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ對スル支払ニシ
テ現金ヲ以テスルノ要アルモノ

二 給料、賃金其ノ他ノ給与ノ支払

三 事業ノ為ニスル通信費、交通費、事務用消耗品費ノ支
払

四 金融機關ノ金融業務上ノ支払又ハ金融機關ニ對スル預
入、返済其ノ他ノ金融業務上ノ支払

五 食糧其ノ他生活必需品資ノ大衆ヨリノ売買ヲ業務トス
ル機關ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノノ売買業務上ノ支
払

六 前各号ニ該當スルモノノ外一件五百円未満ノ支払
七 其ノ他大蔵大臣ノ指定スル支払又ハ大蔵大臣ノ許可ヲ
受ケテ為ス支払

第十九条 資本金十五万円以上ノ法人(金融機關ヲ除ク)其
ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ハ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超
エテ現金ヲ保有スルコトヲ得ズ

前項ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ハ売上代金、資産
売却代金其ノ他一切ノ現金受入(本令施行ノ際ノ現金保有
ヲ含ム)ニ因リ右限度ヲ超エテ現金ヲ保有スルコトヲ為リ
タル場合ニ於テハ其ノ超過額ヲ他ニ使用スルコトナク直チ
ニ金融機關ニ於ケル預金又ハ貯金ト為スベシ

第一項ノ法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ガ第十七条ノ規
定ニ依リ現金ヲ以テ預金又ハ貯金ノ支払ヲ受ケタル場合ニ
於テ當該現金ヲ其ノ預金又ハ貯金ノ支払ヲ受ケタル目的ノ
為ニ使用スル迄ノ期間之ヲ他ニ使用スルコトナク保有スル
場合ニ付テハ前二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十二條 本令ノ適用ヲ受ケル者ハ何等ノ名義ヲ以テスル
ヲ問ハズ本令ニ基ク制限又ハ禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコト
ヲ得ズ

書込 *1大蔵省令ノ形式 *2一・二五 *3定期預金、保險金ヲ

除ク *4個人其ノ他小企業者等ニ對スルモノ *5(金融緊
急措置令……預金等)封鎖勘定

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—二。

IV-5 日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令施行規則(案)(未定稿)(昭和二十一年一月二五日)

(銀)(二一、一、二五)

*1 日本銀行券ノ引換等ニ関スル緊急勅令施行規則(案)(未定稿)

*2

第一条 昭和二十一年勅令第 号(以下単ニ令ト称ス)第一条第二項ニ規定スル日本銀行券ノ種類ハ現ニ通用スル五円券、拾円券、貳拾円券、百円券、貳百円券及千円券トス

*4 第二条 令第一条第一項本文ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月四日トス

*5

第三条 令第一条第一項但書ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月十六日トス但シ大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限リ期日ニ付別段ノ定ヲ為スコトヲ得

*8 大蔵大臣前項但書ノ定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

第四条 令第二条第一項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年二月二十五日より同年三月十六日迄トス

*9 第五条 郵便官署、銀行、信託会社、無尽会社、農林中央

金庫、庶民金庫、地方農業会又ハ市街地信用組合其ノ他

貯金ノ受入ヲ為ス組合ハ前条ノ規定ニ拘ラズ昭和二十一年三月二十三日迄令第二条第一項ノ規定ニ依リ引換(以下

単ニ引換ト称ス)ヲ請求スルコトヲ得

昭和二十一年一月十八日以後外地(樺太ヲ含ム以下同ジ)又ハ外国ヨリ内地(樺太ヲ除ク以下同ジ)ニ引揚ゲタル邦人ハ前条ノ規定ニ拘ラズ当該邦人ガ内地ニ到着シタル日より二月内ハ引換ヲ請求スルコトヲ得

*1 大蔵大臣ノ指定スル者ハ前条ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ指定スル日迄引換ヲ請求スルコトヲ得

*3 大蔵大臣前項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

*5 第六条 令第二条第一項ニ規定スル金額ハ世帯主ニ付参百円及世帯員一人ニ付百円トス

前項ニ於テ世帯主及世帯員トハ金融緊急措置令施行規則

第 条ニ規定スル世帯及世帯員ヲ謂フ

*7 第七条 金融緊急措置令施行規則第 条ニ規定スル法人其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ハ前条第一項ノ規定ニ拘ラズ

同令第 条ノ規定ニ依リ大蔵大臣ノ指定スル限度ニ於テ

引換ヲ請求スルコトヲ得

前項以外ノ事業者(農林漁業者ヲ含ム)ハ前条第一項ノ

規定ニ拘ラズ一日分ノ支払所要金額ニシテ同業組合長其

ノ他之ニ準ズル者ノ証明アル金額ヲ超エザル限度ニ於テ

引換ヲ請求スルコトヲ得但シ千円ヲ超ユル金額ニ付テハ

此ノ限ニ在ラズ

昭和二十一年一月一日以後外地又ハ外国ヨリ内地ニ引揚

ゲタル邦人ハ前条第一項ノ規定ニ拘ラズ千円ヲ超エザル

限度ニ於テ引換ヲ請求スルコトヲ得

国 都道府県其ノ他地方公共団体及金融緊急措置令ニ規定スル金融機関ハ前条第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ所持ス

ル現金ノ金額ニ付引換ヲ請求スルコトヲ得

大蔵大臣ノ指定スル者ハ前条第一項ノ規定ニ拘ラズ大蔵

大臣ノ指定スル金額ヲ限リ引換ヲ請求スルコトヲ得

大蔵大臣前項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

第八条 大蔵大臣令第二条第一項及令第四条第二項ノ規定

ニ依リ日本銀行券ヲ指定シタルトキハ之ヲ公示ス

*10 第九条 第六條第一項ノ世帯主及世帯員並ニ第七條第三項

ノ邦人引換ヲ請求セントスルコトキハ当該引換ヲ請求スル

コトヲ得ルモノナルコトヲ証スル書類ヲ呈示スベシ

*21 第十条 令第四条第三項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年二

月二十五日より同年三月四日迄トス

第十一条 令第四条第三項ニ規定スル表示ハ手形、小切手

又ハ郵便為替証書ノ表面余白ニ旧券受入ニ依ラザル分

ト記載シ金融機関ノ代表者又ハ代理人記名捺印スルコト

ニ依リ之ヲ為スベシ

第十二条 令第五条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年三

月二十三日トス

*23 付 則

本令ハ公布ノ日より之ヲ施行ス

(備考) 令第五条ノ規定ニ依リ命令ヲ以テ定ムベキ金額及国庫

納付ニ関シ必要ナル事項ニ付テハ今後状況ニ応ジ別途決定スルコト

書込 *1一・二六 大臣室 *2五〇〇圓ハ八億八千万円/一円ハ約

七千万円/五円券ハ十億程度ノ新券ヲ以テ換ヘレバ手持チノ新

券ヲ以テ換ヘル以外ニ手ハナシ。(外ニ四・五億ノ新券ハ出来得

ル) *3兌換券整理法ノ整理残リモ無効トスル点ガ入り得ルヤ

ノ問題 *4証紙ヲ貼ラズシテモ新券ヲ以テ交換シ得ルコトト

ナリタリ *5無効日ニシテソレ以前ノ引換期間ハ短カクスル。

爾後ノ引換期間ハ長クスルノ交通々信状態ノ勘考 *6土曜

日 *7地方長官等ヲ含マシメ得ルヤ要研究 *8飛行機利用

ノ方途ヲ講ズルノ要アルベシ/伊豆七島及アマミ大島鬼界ヶ島

一木内参事官へ連絡ノコト *9引換期間ノ始期ト終期 *10

郵便局ニ特ニ注意スルコト *11最終日ノ前二ヶ月 *12農村

漁村ノヘキ遠ノ地。遺失物 *131,500万 300 450,000—550

5,500万人—550 *14(世帯主ニ付……世帯員) *15(前項ニ

於テ……世帯員ヲ謂フ) *16保有限度迄ハ引換ヲ認メル *17

(挿入)一回限り *18(千)三百 *19支那人、満州人ノ掃還

者 *20(第六條第一項……世帯員)人(ママ) *21其ノ後ニ

出来タ子金アモ封鎖子金ト看做ス *22「封鎖不要」一簡單ニ表

示 *23発行高ヨリ落ス日

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三二一。

IV-6 インフレ対策ニ対スル中山教授意見要旨(昭和二十一年一月二六日)

インフレ対策ニ対スル中山教授意見要旨

昭二、一、二六

一、日銀ノ貸出ニ金計算ヲ採用スルコト
インフレノ根因ハ現在モ尚資金ノ放出面ニアルカラ之ヲ引締メル必要ガアル。市中銀行ノ貸出ニ金計算ヲ随伴セシメレバ投機ノ資金ノ需要ヲ制約スルニ至ル。政府ノ撤布資金ハ連合軍ノ制限ニ依リ制約シ得ル

二、財産税ノ納付ニ金計算ヲ採用スルコト
財産税徴収時期迄ノインフレヲ利用セントスル投機心理ヲ抑へ、インフレハ利得セザルモノナルコトヲ思ハシムルコトガ戦時利得ノ没収ト同様一般のニハ好影響ヲ与ヘル

三、通貨ニ確定価値基準ヲ与ヘルコト
桑港ノ二億四千万弗ノ金ヲ引当ニシ得レバ幸ナルモ不可能ナルトキハ将来ノ新産金及国有財産ヲ引当ニスレバヨイ。名目のニ付与スルコトニ依リ成功スベシ。現在ノ日銀券ニ適用スルコト困難アレバ別個ノ通貨ヲ発行スレバヨイ
今次大戦ノ各國ノインフレ対策トシテノ通貨政策ハ總テ数量のニコントロールセントシテ居ルガ、我國ノインフレハ重点ヲ質の価値ノニコントロールニ置カナケレバナラヌ段階アル

四、賃金ニ実物給与制ヲ併用スルコト
主食ノ配給ハ現状通り。生鮮食料品ハ職域一本建トシ、賃金ガ物価ト共ニスライディングニ動キ得ルコトトスルコトトシ、勤勞階級ニ食生活ノ不安ヲ与ヘシメズ、之ニ依リ爭議ノ如キウエイストヲ除去スルコト。物価ハ放任スルノ外ナシ。又職

域ニナキ者ガ生活ニ窮迫スルモ止ムナシ
五、モラハ以上ノ措置ノ補助手段ナリ
モラハ単ナル通貨安定ノ出発点ニシテ、根本対策ノ促進策ナリ之ヲ行ツテ後ニ善後措置ヲ講ズルトキハ逆効果トナル虞アリ

六、平価切下ノ効果モ右ニ同ジ
通貨価値安定ノ見込付キタルトキニ同時ニ平価切下ヲ行ヘバ効果アリ

七、右ノ対策ハ米ノ輸入見込確定シタルトキニ行フコト

我國ノインフレノ直因ハ食糧ニアル以上之ガ改善ノ見込ナクシテ右対策ハ行フニ非ズ、右見込立タザル間ニ行フトセバ、極力インフレノ進行ヲ抑制スル措置ヲ講ズベキナリ。即チ資金放出ノ抑制及労賃ノ安定、確定価値公債ノ発行ニ依ル通貨徴収等ナリ

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三二。

IV-7 個人ノ預金等ニ対スル財産税等課税上ノ優遇措置(案)

個人ノ預金等ニ対スル財産税等課税上ノ優遇措置(案)
一、一定期日迄ニ為シタル預金等ヲ有スル個人ニ対シテハ預金等ノ総価額ヨリ三三揭グル金額ヲ控除シタル額ニ付左ノ割合ヲ乗ジテ算出シタル金額ヲ個人財産税ノ課税価格又ハ個人財

IV-8 經濟危機緊急対策実施要綱(昭和二年一月二八日經濟閣僚懇談会了解)

經濟危機緊急対策実施要綱

食糧並ニ金融緊急措置ヲ中心トスル今次一連ノ施策ハ之ヲ以テ当面ノ危機ヲ克服スルニ止マラズ國民ノ勤勞意欲ヲ振起セシメ生産流通ノ積極的振興ト國民生活ノ安定トヲ確保シ以テ新シキ日本國民經濟ノ発足点ヲシムルコトヲ目的トス從テ之ガ実施ニ伴フ諸問題ニ対シテハ確固タル決意ノ下ニ所要ノ対策ヲ機動的ニ断行シ所期ノ効果ヲ収ムルニ遺憾ナカラシムルモノトス

記

一、就業対策及援護措置

(一) 具体的就業計画ヲ確定シ直ニ必要ナル措置ヲ実施シ以テ國民ノ生活不安ヲ避クルト共ニ國民皆働体制ヘノ轉換ヲ図ルコト

(二) 已ムヲ得ザル生活困難者ニ対スル援護措置ヲ具体化スルコト

(三) 以上ノ趣旨ヲ力強ク声明シ國民ニ徹底セシムルコト

二、生産及出廻対策

(一) 既定ノ食糧対策ヲ可及的速ニ実施シ國民ニ対シ政府ノ決意ヲ示スト共ニ食糧供給ノ見透ニ付或ル程度ノ安心感ヲ与フル如ク声明スルコト

(二) 工鉱業生産再建ニ関スル具体的見透及計画(特ニ今後六

産増加税ノ財産増加額ヨリ控除スルコト

二万四以下ノ金額ナルトキ 百分ノ四十

二万四ヲ超ユル金額ナルトキ 百分ノ三十

五万四ヲ超ユル金額ナルトキ 百分ノ二十

十萬四ヲ超ユル金額ナルトキ 百分ノ十

五十萬四ヲ超ユル金額ナルトキ 百分ノ一

二、右ノ預金等ノ範圍ハ左ノ金融機關ニ対スル預金、貯金、金錢信託、定期積金、無尽掛金及恩給金庫ニ対スル寄託金トスルコト

(イ) 郵便官署

(ロ) 銀行、信託会社、保險会社及無尽会社

(ハ) 農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫及國民更生金庫

(ニ) 地方農業会、漁業会、市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合

三、左ノ金額ハ一ノ預金等ノ総価額ヨリ之ヲ控除スルコト
(イ) 一ノ期日ヨリ財産税等ノ調査期日迄ニ預金等ノ引出アリタル場合ニ於テハ其ノ引出額

(ロ) 調査期日ニ於ケル債務(買掛金アルトキハ売掛金ヲ控除シタル残額ニ依ル)

書込 * 二月一五日トス * 2 超過累進率トスルコト

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三二。

- ヶ月位ノ期間ニ付)ヲ速ニ決定実施ニ入ルモノトシ其ノ趣旨ヲ今次対策ノ一環トシテ公表シ以テ将来ニ対スル希望ト確信トヲ国民ニ与フルコト
- (三) 今次対策ノ一環トシテ食糧輸入取極ノ具体化近キコトヲ或ル程度表明シ得ルヤウ連合軍總司令部ニ懇請スルコト
- (四) 生鮮食糧品ノ生産及出廻増進ニ関スル措置ヲ更ニ徹底スルコトトシ特ニ燃油ノ輸入増加ヲ今次対策ノ一環トシテ連合軍總司令部ニ懇請スルコト
- (五) 肥料、農器具、綿製品、家庭薬等ノ農家ニ対スル供給ヲ積極且確實ニ実行シ特ニ供出ヘノ見返ヲ重視スルコト
- (六) 石炭ノ配給ニ当リテハ当分ノ間最優先順位ヲ以テ之ヲ肥料生産ニ振向クルコト
- (七) 倉庫検査ヲ可及的速ニ実行シ食糧及燃油ノ外重要生必物資、農薬用物資等ニ付テモ強制買上ヲ実行スルコト
- (八) 金融緊急措置発動時ノ応急対策トシテ生鮮食糧品、罐詰等ノ家庭配給ヲ実行スルコト
- (九) 正常ナル企業金融ニ付テハ金融緊急措置ノ運用上充分配意スルコト共ニ尚特段ノ措置ヲ考慮スルコトトシ以テ何等不安ナカラシムル旨ヲ声明徹底スルコト

三、物価対策

- (一) 今次対策ノ目指ス価格賃金基準並ニ之ヲ維持ノ為ノ價格統制方式ノ大綱ヲ同時ニ決定シ速ニ之ヲ実施ニ移スコト
- (二) 米価ノ引上ヲ物価対策ノ一環トシテ実施スル場合ニ於テ

- (一) 今次対策ノ意義ニ顧ミ之ヲ発表並ニ民間協力確保等ノ事項ニ付テハ内閣總理大臣陣頭ニ立テ關係大臣ノ談話其ノ他ノ方法ヲ並行且同時ニ行フコト
- (二) 政、言論機關等ノ協力確保ニ関シテハ主トシテ内閣書記官長中心トナリ各省ト協力シテ特段ノ努力ヲ為スコト(付記)
- (三) 連合軍總司令部ヘノ説明ニ当リテハ本要綱ノ趣旨ニ依リ之ヲ為シ政府ノ真摯且真剣ナル決意ノ理解ヲ得ルニ努ムルト共ニ能フ限り今次対策ニ関シ同司令部ノ支持的態度ヲ期待シ得ルヤウ懇請スルコト
- (四) 発表ト同時ニ「今次対策ニ関スル連合軍總司令部ノ助言乃至忠告並ニ食糧、棉花、塩等ノ輸入実現」ニ関シ政府ヨリ同司令部ニ対スル感謝ノ声明ヲ為スコト
- (五) 発表ト同時ニ内閣總理大臣ヨリ全官吏ニ対シ「官吏ハ元且大詔ノ精神ニ遵ヒ国民ノ公僕タル自覺ノ下ニ平和的民主的新日本ノ再建ニ邁進スベク特ニ今次対策ノ実施ニ当リテハ真ニ責任ヲ以テ之ヲ遂行シ末端迄ノ徹底ヲ期スベキ」趣旨ノ訓令ヲ発スルコト

(四) 此ノ際警察行政ノ充実ヲ図ルコト

書込 * 一・二八 經濟閣僚懇談会了解
注 昭和二年一月二十六日、「經濟危機緊急対策実施要綱」が閣議決定されている(閣議決定文書は、大蔵省財政史室編「昭和財政史—終戦から講和まで」第一七卷(資料(1)、四四ページ)。ここに掲

ハ既供出分ニ対シテモ之ヲ適用スル旨ヲ声明スルコト

- (三) 各省ノ所管ニ属スル資金ノ改訂ニ付テハ予メ厚生省及大藏省ト緊密ナル連絡ヲ遂ゲ其ノ統一ヲ図ルコト
- (四) 資金委員會ノ答申ニ付テハ物価対策ノ一環トシテ考慮ノ上之ヲ取扱フ決定スルコト
- (五) 物価ノ維持安定ヲ図ル等ノ為新ナル見地ニ於テ經濟統制方策ヲ決定シ所要ノ基本法令ヲ制定スルコト

四、金融対策

- (一) 今次対策ノ趣旨ヲ国民ニ遺憾ナク徹底セシムルト共ニ金融緊急措置ノ運用上ニ於テモ其ノ趣旨ヲ充分配意スルコト
- (二) 封鎖期間ノ長短ニ付テハ經濟的社会的影響ヲ考慮ノ上当初ヨリ之ヲ確定公表スルコトトシ概ネ七、八月頃迄ヲ目途トスルコト
- (三) 新券トノ引換ノ時期ハ之ヲ可及的繰上グルヤウ努力スルコト
- (四) 金融緊急措置ノ運用ニ当リテハ正常ナル生活資金、企業資金、選挙費用、療養、教育資金等ニ付不安ナカラシムルヤウ取扱ヒ尚引揚邦人及戦災者ニ付テハ特別ノ考慮ヲ払フコト
- (五) 旧券預入期限ハ僻地ニ付テハ適宜之ヲ延長ヲ認ムルコト
- (六) 金融緊急措置ノ発動当初ニ於テ運轉資金払出ノ停止スルガ如キコトナキヤウ特ニ配意スルコト

五、発表並ニ民間協力ノ確保

ける同名の文書は、閣議決定に若干の加除をほどこしたうえ、一月二十八日に經濟閣僚懇談会で了解したものである。加除部分は、閣議決定に於いて、①「二、生産及出廻対策」のうち「(付)正常ナル企業金融ニ付テハ金融緊急措置ノ運用上充分配意スルコト共ニ尚特段ノ措置ヲ考慮スルコトトシ以テ何等不安ナカラシムル旨ヲ声明徹底スルコト」を削除、②「三、物価対策」に④、⑤を追加、③「(付記)」に項番号(一)を付し、(二)、(三)、④の項目を追加タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三二。

IV—9 經濟危機緊急対策ノ進メ方ニ関スルメモ(昭和二年一月二十八日經濟閣僚懇談会了解)

經濟危機緊急対策ノ進メ方ニ関スルメモ

(昭和二年、一、二八) 經濟閣僚懇談会了解

- 一、進メ方ニ関シ考慮スベキ事項
- (一) 綜合対策ナルヲ以テ特ニ食糧対策ト金融対策トハ必ず並行シテ実施スルコト
- (二) 連合軍總司令部トノ交渉ニ付テモ右ノ趣旨ヲ徹底スル如ク措置スルコト
- (三) 書記官長中心トナリ言論機關等ニ対シ綜合対策トシテノ地ナラシ工作ヲ為スコト
- 二、作業順序ノ概要
- (一) 遅クモ〇月〇日(水曜日)迄ニ連合軍總司令部ノ承認

ヲ得ルコト

(1) 食糧対策、金融対策及隠退蔵重要物資対策ニ関シテハ緊急勅令案ニ付テノ承認

(2) 就業対策、援護対策、物価（賃金等ヲ含ム）対策及経済統制方策ニ関シテハ大体ノ要綱ヲ発表シ得ル程度ノ承認

(二) 遅クモ〇月〇日（金曜日）迄ニ食糧対策、金融対策及隠退蔵重要物資対策ニ関スル法律的及行政的準備ヲ為スコト

(1) 緊急勅令ノ枢密院通過ヲ図ルコト

(2) 実施ニ関スル具体的細目ヲ取極ムルコト（例ヘバ企業金融ノ取扱方法ノ如キ）

(3) 末端迄具体的ニ動ク如ク官庁及下部機構ノ仕事ノ手配ヲ定ムルコト

(4) 閣議ニ於ケル発表文案、発表方式、連合国軍總司令部ヘノ感謝声明案其ノ他国民ヘノ働きかけノ方式ヲ決定スルコト

(三) 実施ノ時期ヲ左ノ如ク予定スルコト

(1) 食糧対策、金融対策及隠退蔵重要物資対策ニ関スル緊急勅令ハ〇月〇日（土曜日）午後三時発表 〇月〇日（日曜日）官報号外ニテ公布即日施行トスルコト

(2) 食糧及隠退蔵重要物資ノ倉庫検査ハ〇月〇日実施スルコト

(3) 就業対策及援護対策ハ大体ノ要綱ヲ同時ニ発表シ予算

措置ヲモ含メタル具体計画ニ付連合国軍總司令部ノ承認ヲ得タル上遅クモ〇月〇日迄ニ之ヲ発表実施スルコト

(4) 物価対策ハ大体ノ要綱ヲ同時ニ発表シ（米価ノ関係等言及ノ程度ニ付相当考慮ヲ要ス）予算措置ヲモ含メタル具体計画ニ付連合国軍總司令部ノ承認ヲ得タル上〇月〇日ニ之ヲ発表実施スルコト

(5) 経済統制方策ハ物価対策ト同ジク措置スルコト

(四) 国民ヘノ働きかけ等ヲ左ノ如ク行フコト

(1) 速ニ事前工作ニ着手スルコト

(2) 〇月〇日（土曜日）午後三時總理大臣談及書記官長談並ニ各省大臣談ヲ発表スルコト

(3) 同時間後政堂、言論機関等ヘノ呼びかけヲ行フコト

(4) 同夜總理大臣ノラジオ放送ヲ為スコト

(5) 発表ト同時ニ連合国軍總司令部ヘノ感謝声明ヲ為スコト（文案ニ付同司令部ノ承認ヲ要スベシ）

(6) 発表ト同時ニ總理大臣ヨリ全官吏ヘノ訓令ヲ発スルコト

(7) 発表ニ伴ヒ新聞用紙二頁分ノ特配ヲ行フコト

三、各省別作業項目

* (一) 大蔵省関係

(1) 金融緊急措置ノ実施

(2) 引換措置ノ実施

(3) 物価対策ノ決定実施

(二) 農林省関係

食糧対策ノ実施

(三) 商工省関係

(1) 隠退蔵重要物資対策ノ実施

(2) 日用品価格統制方策ノ実施

(3) 経済統制方策ノ決定実施

(4) 石炭、肥料、衣料、医薬品等ノ生産見込

(5) 産業再建ノ概略ノ見透（今後六ヶ月位ノ期間並ニ今後五ヶ年間位ノ期間ニ付）

(四) 厚生省関係

(1) 就業対策ノ決定実施

(2) 賃金給与対策ノ決定実施

書込 * 1 財産調査令ノ関係

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—二。

IV—10 対司令部交渉結果報告愛知メモ（昭和二十一年一月二八日）

一・二八 二七日ノ司令部トノ折衝報告

①一旦全部預金セシムルヲ適当トセズヤ

②二月二十五日ト三月四日ト同一日トスルヲ適当トセズヤ

③今回ノ封鎖ハ従前ノ封鎖ヨリ優先スルコトニスルヲ適当トセズヤ

措置ヲモ含メタル具体計画ニ付連合国軍總司令部ノ承認ヲ得タル上遅クモ〇月〇日迄ニ之ヲ発表実施スルコト

(4) 物価対策ハ大体ノ要綱ヲ同時ニ発表シ（米価ノ関係等言及ノ程度ニ付相当考慮ヲ要ス）予算措置ヲモ含メタル具体計画ニ付連合国軍總司令部ノ承認ヲ得タル上〇月〇日ニ之ヲ発表実施スルコト

(5) 経済統制方策ハ物価対策ト同ジク措置スルコト

(四) 国民ヘノ働きかけ等ヲ左ノ如ク行フコト

(1) 速ニ事前工作ニ着手スルコト

(2) 〇月〇日（土曜日）午後三時總理大臣談及書記官長談並ニ各省大臣談ヲ発表スルコト

(3) 同時間後政堂、言論機関等ヘノ呼びかけヲ行フコト

(4) 同夜總理大臣ノラジオ放送ヲ為スコト

(5) 発表ト同時ニ連合国軍總司令部ヘノ感謝声明ヲ為スコト（文案ニ付同司令部ノ承認ヲ要スベシ）

(6) 発表ト同時ニ總理大臣ヨリ全官吏ヘノ訓令ヲ発スルコト

(7) 発表ニ伴ヒ新聞用紙二頁分ノ特配ヲ行フコト

三、各省別作業項目

* (一) 大蔵省関係

(1) 金融緊急措置ノ実施

(2) 引換措置ノ実施

(3) 物価対策ノ決定実施

④予金優遇—概算ヲ支払ヘバリリーススルコト

⑤ヘイ版ノ印刷ヲ以テ証紙ニ代ヘルコト、三月末ニ三百億以上ノヘイ版ト千円ト五〇〇円トヲ併合使用スレバ宜イデハナイ

カ

⑥新券勘定ト旧券勘定トヲサイ然ト区分スルヲ適当トセズヤ

⑦元本ハ自由—新所得Feesノ觀念ハ承服シ得ナイ

新券ノミガFeesナルコトヲ徹底スベキコト

リリースハヨリ強カルベシトスル意見ナリ

⑧指定機關ハヤメロトイフ指令ヲ出スツモリ

注 大日本帝國政府用箋。エンピツ手書き。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—二。

IV—11 金融緊急措置令要綱（昭和二十一年一月二八日検討資料）

二二、一、二八

* 金融緊急措置令要綱 *

一、金融機關ノ預金等ノ現金ニヨル払出ハ一定期間中一定ノ場合以外為シ得ザルモノトス（封鎖預金ト称ス） *

二、現金ヲ以テ払出シ得ル場合ハ左ノ通りトス *

* (十号ノ列記)

(但シ國、法人、個人ヲ區別シテ掲グル方便利ナルベシ)

(勅令ニハノセズ省令ニ讓ル方宜シカルベシ)

三、小切手其ノ他証票ニヨル封鎖預金相互間ノ移転ハ原則トシ

三、小切手其ノ他証票ニヨル封鎖預金相互間ノ移転ハ原則トシ

テ自由トスルモ聞取引防止ノ便宜ヲ開ク為記名式、使途ノ記入等一定ノ制限ヲ設クルモノトス。^{*}
 四、新券ヲ以テ為シタル預金ニ対シテハ其ノ現金ニヨル払出ニ付制限ヲ設ケズ（自由預金ト称ス）
^{*}但シ特定ノ者（例ヘバ鉄道会社、百貨店）ニ対シテハ其ノ現金又ハ自由預金ヲ封鎖預金ニ預入又ハ振替フベキコトヲ命ズルコトヲ得
 五、一般ニ金銭債務弁済ニ付封鎖期間中ハ封鎖預金ヲ以テスル支払ヲ以テ有効ナル弁済ト見做ス
 六、封鎖期間中金融機関ノ貸付ニ付制限ヲ為スコトヲ得
 七、封鎖預金ニ関スル時効ハ封鎖期間經過後一ヶ月間ハ完了セズ
 八、第八条、第九条罰則從來ノ通り

右ニヨリ原案ハ

第一条 改正 第二条 概ネ其ノ儘（内容変更アルベシ）

第三条 削除 第四条 改正

第五条 削除 第六条 其ノ儘

^{*}10 第七条 第一項第二項削除、第三項其ノ儘

第八条 其ノ儘 第九条 其ノ儘

^{*}11 別ニ上記（三）、（四）、（五）ノ為各一条挿入

書込 ^{*}1・二八大臣室 ^{*}2木内案 ^{*}3配当、利子、資産売却等ヲ入レルカ一封鎖預金トスレバ凡テノ債権償ムノモラト等シ

クナル ^{*}4子金ノ外ニ国債社債ノ元本ノミヲ入レル案 ^{*}5最モ徹底スレバモラ ^{*}6トーマスノ意見 ^{*}7社会的デモナイ ^{*}8「ワイガク」制度ト同様トナリブロックノ目的ハ達シ得ナイノ小切手ハ一般的デナイ欠陥ガアルコトノ小切手取引ハ現状ハ動カズ ^{*}9自由子金ハ完全ニ自由ニスベシ ^{*}10子金ノ利子、公社債利子、配当 ^{*}11債ム弁済一封鎖預金ヲ以テ為シ得ルトイフ解釈
 注 タイプ打ち。
 出所 大蔵省資料乙五二六―三―二。

IV-12 金融緊急措置令要綱ニ対スル意見（昭和二十一年一月二二日検討資料）

（二一、一、三〇）

^{*} 金融緊急措置令要綱ニ対スル意見

第一、要綱ノ骨子

要綱ノ骨子ハ左ノ如ク理解セラル

一、本令施行ノ際現ニ存スル預金等（封鎖預金ト称ス）ニ付テハ一定ノ場合ヲ除クノ外一定期間中ハ現金ニ依リ払戻ヲ為シ得ザルコト（要綱一、二）

二、封鎖預金ハ小切手等ニ依リ封鎖勘定ノ儘移転スルコトヲ自由トシ、封鎖預金ニ依リ弁済ヲ法律上現金ニ依リ支払ト同一ノ効力ヲ有スルモノトスルコト

尚右ノ小切手ニ付テハ記名式、使途ノ記入等ノ措置ヲ講ズルコト（要綱三、五）

三、新券ヲ以テ為シタル預金（自由預金ト称ス）ニ付テハ払戻ニ付何等ノ制限ヲ為サザルコト但シ特定ノ者ニ対シテハ其ノ現金又ハ自由預金ヲ封鎖預金トナスコトヲ命ジ得ルコト（要綱四）
 四、封鎖ノ対象ヲ本令施行ノ際現ニ存スル預金等ノ元本ニ止メズ其ノ範圍ヲ拡大スルコト（第一条ノ改正、第七条第二項ノ削除）
 五、貸付ノ制限、時効ノ完成及罰則ニ関シテハ原案通りトスルコト

第二、要綱ト原案トノ根本的相違点

一、封鎖預金ノ自由移転ヲ認ムルコト

要綱ノ原案ニ対スル第一ノ相違点ハ封鎖預金ヲ小切手等ノ使用ニ依リ自由ニ移転シ得ルモノトナスニアリ

二、法人ニ付自由預金及封鎖預金ノ区分ヲナスコト
 原案ニ於テハ法人預金ハ本令施行ノ前後ヲ問ハズ封鎖預金ト為サズ其ノ払戻方法ニ付テノミ制限ヲ設ケ一定ノ場合ノ外現金ニ依リ払戻ヲ認メズ且法人ノ現金保有ヲ制限スルト共ニ法人ノ支払ハ一定ノ場合ノ外総テ特殊小切手ヲ使用セシムルコトトナシ居レリ

右ニ対シ要綱ニ於テハ法人及個人ヲ通ジ同一ノ取扱トナス結果法人ニ付テモ封鎖預金及自由預金ノ区分ヲナシ封鎖預金ニ関シテハ一定ノ場合ニハ現金ニヨル払戻ヲ受ケ得ルノミナラス小切手等ニ依リ払戻ハ之ヲ自由トシ且自由預金ニ

関シテハ全額現金ヲ以テ払戻ヲ受ケ得ルコトトス。從ツテ原案ニ於ケル現金保有ノ制限及取引ノ特殊小切手使用ノ趣旨ハ没却セラルル結果トナル。^{*}

三、封鎖勘定ノ使用ヲ普遍的ナラシムルコト

原案ニ於テハ封鎖勘定ハ主トシテ旧債務ノ決済ニ充當スル場合ニ限ラレ、從ツテ新債務ノ弁済ヲ受ケタルモノハ総テ自由預金トナルコトトナレリ

之ニ対シ要綱ニ於テハ封鎖勘定ニ依リ支払ハ旧債務ノミナラズ新債務ノ弁済ノ場合ニモ封鎖ノ儘ニ移転セラレ自由預金トナラズ、此ノ点ハ特ニ法人ヨリ支払ヲ受ケタル者ニ付大ナル相違ヲ生ズ

四、封鎖ノ対象ヲ拡張スルコト

原案ニ於テハ本令施行ノ際現ニ存スル預金等ノ元本ニ限リタルニ対シ、要綱ニ於テハ其ノ範圍明カナラザルモ封鎖預金ノ利息、公社債ノ元本、利息等ニモ拡張セントスルモノノ如シ

第三、要綱ノ批判

一、購買力封鎖ノ効果

要綱ニ依レバ封鎖預金ノ移転ニ依リ債務（新債務ヲ含ム）ノ弁済ヲ自由トスル結果、本措置ノ主眼トスル購買力封鎖ノ意義ガ殆ンド失ハルコトトナル

右ニ関シテハ購買力ヲ封鎖スルコト不十分ナリト雖モ小切手ノ使用ヲ強制スルコトニ依リ聞取引ヲ防止スルト共ニ小

切手ノ使用ニ價レザル一般大衆ノ購買力ガ事實上封鎖セラ
ルコトナリ正常取引ノミガ小切手ニ依リテ円滑ニ行ハ
レ得ベキコトナルモノト主張セラルベキモ、此ノ点ニ関
シテハ

- (1) 仮令正常取引ト雖モ過剰購買力ヲ封鎖スルニ非ザレバ
インフレーション抑制ノ効果ヲ挙げ得ザルコト
- (2) 小切手ノ使用強制ノミニテハ必ズシモ聞取引其ノ他正
常取引外ヘノ資金ノ濫用ヲ防止スルコトヲ得ザルコト
- (3) 小切手取引ニ價レタル者ニ対シテハ之ニ依リ何等ノ痛
痒ヲ感セシメズ購買力ヲ封鎖セラレザリシト同様タルベ
ク、他方小切手ノ使用ニ價レザル一般大衆ハ不当ニ不
ト庄迫ヲ感ズルコトナルコト

二、封鎖勘定価格及現金価格ノ発生

封鎖預金ヲ封鎖勘定ノ儘自由ニ移転セシムル為封鎖預金ニ
依ル取引盛ニ行ハレ現金乃至自由預金ニ依ル取引価格ト
ノ間ニ打歩ヲ生ジ所謂二重価格ノ発生ヲ見、一般取引ヲ混
乱セシム

三、法人ノ現金使用規制ノ弱化

法人ニ対スル現金保有ノ規制及特殊小切手ノ使用強制ハ自
由預金ヲ認ムルコトニ依リ其ノ意義ヲ失ヒ、事實上法人ノ
大口現金取引ヲ自由トスルコトナリ其ノ結果法人ニ依ル
聞取引等ノ防止ヲ困難ナラシム

四、封鎖勘定ニ依ル新債務支払ニ伴フ不合理

積極的ニ行ハシムル為ニハ新規ニ発生スル所得ハ之ヲ自
由ニ委ヌルノ要アリ

一步ヲ譲リ本令施行前ニ生ジタル資産ヨリ発生スル所得
ハ総テ之ヲ封鎖スベキモノトノ建前ニ依リ封鎖預金ノ利
息ヲ封鎖スルコトトセバ預金ニ準ズル投資物件タル国債
及社債ノ利息、株式配当金ニモ拡張スル必要アリ又此等
トノ權衡上地代、家賃、貸付金ノ利息等ヲモ封鎖セザル
ヲ得ザルベク其ノ停止スル所ヲ知ラズ、此方實際ノ適用
ノ点ヲ考慮スルトキハ実行不可能ニ近ク徒ラニ勞多クシ
テ効果尠カルベシ

尚封鎖預金ヲ以テ支払ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ利息
モ亦封鎖セラルルヲ以テ現金ニ依リ支払ヲ受ケ之ヲ自由
預金ト為シタル場合ニ比シ均衡ヲ失ヒ二重価格ノ弊害ヲ
一層大ナラシムル結果トナル

六、実行手続上ノ煩瑣

- (一) 預金ニ付封鎖預金及自由預金ノ受払事務ノ為ニ金融機
関ニ於テハ原簿、元帳、伝票、通帳、小切手其ノ他一切
ノ取引関係ノ帳簿書類ニ付封鎖勘定ト自由勘定トノ二重
ノ整理ヲ行フノ要アリ、事務上其ノ煩ニ堪エズ此ノ点ニ
付テハ利息ノ記帳ニ付特ニ面倒ナル問題ヲ生ズベシ

(二) 封鎖預金ヲ使用スル為ニ当座取引ヲ普通のニ認メザル
ヲ得ザルベク、当座契約希望者ハ一時ニ激増スルモノト
予想セラルル處、之ニ応ズル為ニ人的、物的資源ニ不当

一般取引ニ於テ現金ヲ以テ支払フベキモノト封鎖勘定ヲ以
テ支払フベキモノトヲ法令上區別シ得ザルベク從ツテ支払
受領者ハ本令施行後ノ新ナル勤勞ニ依ル製品ノ代金ニ付テ
モ封鎖勘定ヲ以テ支払ハルル場合アリ得ベシ。小規模ノ商
工業者ニ付其ノ製品中少クトモ資金ニ相当スル部分ノミハ
之ヲ現金ニ依ル支払ヲ受ケシメザレバ俸給生活者ノ給与ト
ノ間ニ不均衡ヲ生ズベシ

五、封鎖対象拡張ノ限界点ノ問題

封鎖ノ対象ヲ本令施行ノ際現ニ存スル預金等ノ元本ニ限定
スルヤノ問題ハ第一ニハ国債、社債、株式等ノ元本ノ償還
(売却代金ヲ含ム)ヲモ含シムルヤノ問題ト第二ニハ之
等元本ノ利子、配当ヲモ含シムルヤノ問題トノ二アリ

(一) 封鎖元本ノ範圍

購買力ノ封鎖ヲ徹底セシムル為ニハ一切ノ購買力ノ源泉
ヲ封鎖スルヲ理想トスベキモ預金以外ニ拡張スルトセバ
国債、社債、株式ノ元本ノ償還(売却代金ヲ含ム)、不動
産ノ売却代金、一般貸借金ノ返済等ニモ及ボスノ要アリ
其ノ間ニ於テ經濟ノ運行、金融取引等ニ及ボス影響トモ
吻合セ合理的ナル限界ヲ設クベキナルヲ以テ原案ノ如ク
一応潜在的購買力ノ主要源泉ニシテ而モ直チニ現実ノ購
買力ニ転化シ得ベキ預金等ニ限定スルヲ適当ト認ム

(二) 新規所得封鎖ノ要否

新ナル産業經濟ノ活動ヲ新ナル基盤ノ上ニ於テ自由ニ且

ノ濫費ヲ余儀ナクセラル

- (三) 一般法人及個人ハ預金ニ付二重ノ取引ヲ有スル結果小
切手ノ振出、金錢債務ノ弁済等ハ常ニ封鎖勘定ヲ以テス
ベキヤ否ニ付配慮スルト共ニ事務ノ処理ニ當リテハ区分
整理スルノ要アリ

(四) 小切手制度ヲ普通のナラシムル丈ノ經濟的信用制度確
立セザル我國ノ現状ニ於テハ小切手ノ不渡、小切手ノ偽
造等ノ事例頻発スルノ俱アリ

(備考)

要綱ニハ各条ノ改正削除等ノ意見ヲ付シアルモマ司令部ハ
我國法律制度ニハ必ズシモ通曉シアラザルヲ以テ、今後ハ
原則的事項ニ付諒解ヲ求メ法令ノ細目ニ関シテハ我方ニ委
ネラルル様諒解ヲ得ルノ要アリ

書込 *1・三一大臣室 *2必ズシモ自由ニ非ズ *3マ司令部
ハ自由預金ハ完全ニ自由ニスル意向 *4原案ニ於テハ法人ノ
自由預金モ制限 *5licence ニスレバ聞取引等ニ使ハレル
コトハ防ギ得ル

注 作成者不明。タイプ打ち。
出所 大蔵省資料Z五二六三一一。

IV-13 金融緊急措置ト併行実施スベキ事項 (昭和二年一月三十一日)

金融緊急措置ト併行実施スベキ事項

金融緊急措置ト共ニ左記事項ヲ併行実施スルモノトス

一、新日本銀行券価値安定措置

(一) 新日本銀行券発行全額保証制度ノ実施

新日本銀行券ノ発行ハ全額保証制トシ、差当り金、銀及煙草専売事業(二十一年度煙草専売益金見込ヲ一割ヲ以テ還元シタル額ヲ評価額トス)ヲ其ノ保証ニ充ツルコト

(二) 新券貸出、新券預金及新券証券ニ価値不変事項ノ設定

(イ) 日銀ノ新券ヲ以テスル貸出、一般金融機関ニ於ケル新券自由預金及新券貸出政府等ノ新券表示国債其ノ他ノ証券等新券証券ニ付テハ価値不変事項ヲ付スルコト

(ロ) 右不変価値ノ計算ハ昭和二年三月末ノ新券発行高ヲ百トシ、之ノ倍率ニ依ルコト

(ハ) 右新券ニ対スル価値不変事項ノ付設ニ伴ヒ左ノ措置ヲ講ズルコト

(1) 封鎖預金ヨリ自由預金ヘノ移動ヲ極力排スルコト
(例ヘバ毎月個人ノ生活費引出モ自由預金及他収入ナキトキニ限定シ、又国、会社等ノ支払元ガ自由預金其

ノ他新券ニ非ザル限り之ガ元本、配当及利子収入モ封鎖預金ニ受入レシムルコト)

(2) 政府ハ赤字財政ヲ絶対ニ排シ、財産税等徴収シ得ザル間ハ国債利払ノ延期又ハ停止等ノ措置ヲ講ズルコトヲ考慮スルコト

(3) 銀行其ノ他ノ金融機関ノ貸出モ極力健全ナルモノニ限り、投機其ノ他思惑の資金ハ絶対ニ排スルコト

(4) 本年八月三十一日ニ封鎖預金ノ解除ヲ為ス迄ニ財産税等ニ相当スベキ額ハ別除シ又ハ国庫ニ徴収セラルル措置ヲ講ズルコト

(三) 財産税額ニ価値不変事項ノ設定

(イ) 財産税通脱狂奔等ニ依ル経済不活動ヲ除去スル為國民ノ全財産ヲ速ニ調査スルト共ニ物的財産ニ付テハ価値不変事項ヲ付シ調査時期ト財産税納付時期トノ間ニ於テ値上リアリタルトキハ之ニ依リ財産税額ヲ計算スルコトトシ財産税等賦課ノ公正ヲ期スルコト

(ロ) 右ノ為公定価格ヲ右財産調査期日迄ニ合理的ニ改定スルコト

二、主食配給ノ合理化

(イ) 現行二合二勺(千五十分カリ)ノ米麦配給ハ人命ヲ維持スルニ足ラズ、所謂闇買不可避ナルベキヲ以テ、去ル一月二十六日連合軍食糧輸入ニ関スル発表ニ依存シ之ヲ三月日ヨリ三合(千五百カリ)又ハ少クトモ二合五勺(千

IV-14 民需生産再開ノ為ノ企業經理対策要綱(案)
(昭和二年一月三十一日検討資料)

民需生産再開ノ為ノ企業經理対策要綱(案)

行スルコト

三、民需生産ノ再開促進

民需生産ノ再開ヲ促進スル為右改定公定価格ヲ以テ買入ルベキコトヲ約シ国庫ニ於テ大量ノ民需品ノ発注ヲ為シ經理ノ安定ヲ確保シテ民需生産ノ再開ヲ促進スルコト

四、失業対策ノ実行

右民需生産ノ再開ニ拘ラズ生ズル失業者ノ生産的救済ヲ図ル為最低配給食糧ヲ購入シ得ルニ足ル給与ヲ給付スル失業対策事業(例ヘバ戦災地整理等)ヲ即時実行スルコト

五、住宅対策ノ実行

国有林及御料林ヲ中心トシテ大量ノ木材ヲ供給シ又向フ一年間住宅規模ヲ一戸十坪以内ニ限定シ又校舎焼ビル等ヲ改修シアパート、木賃宿ヲ設置スルコト

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三二。

民需生産ノ再開ハ我国当面ノ最大要務ノ一ナル処之ヲ促進スル為ニハ民需生産ノ再開ヲ阻害シ居ル各般ノ原因ヲ除却スル為各分野ニ亘ル綜合的諸対策ヲ講ズルノ要アリ、其ノ諸対策*ノ一環トシテ企業ノ經理ニ関シ左記ノ措置ヲ講ズルモノトス

記

一、資金面ニ関スル措置

(1) 復興金融機構ノ創設

産業界及金融界ノ双方ニ各種ノ不安定ナル要素ガ存スル結果、民生産業復興ノ為ノ資金ニシテ公衆ノ利益ノ為ニハ是非トモ必要ナルニ拘ラズ普通ノ金融機関ガ通常ノ融資トシテ金融スルコト困難ナルガ如キ事例多キ実情ニ鑑ミ、経済界ノ不安定ナル暫定の期間ニ於テ専ラ斯カル場合ノ資金供給ヲ担当スベキ復興金融ノ機構ヲ創設ス。之ガ為

(イ) 来タルベキ特別議會ノ協賛ヲ經テ復興金融會社法(仮称)ヲ制定シ之ニ基キ特別ノ金融機関(復興金融會社ト仮称ス)ヲ設立ス

(ロ) 右復興金融會社ノ設立ニ到ル迄ノ經過の期間ニ於テ

ハ復興金融公社設立後之ニ肩替リスルコトヲ条件トシテ現在ノ日本興業銀行ヲシテ別勘定ヲ設ケシメ復興金融ノ業務ヲ行ハシム
右復興金融ニ要スル資金ハ政府保証付興業債券^{*2}ノ発行ニ依リ之ヲ調達ス^{*3}

(イ) 右復興金融ノ運営ヲ適正ナラシムル為官民ヨリ成ル復興金融委員会ヲ設置ス

(ニ) 右ノ仕組ノ設定ニ伴ヒ現在ノ強制融資ノ制度ハ之ヲ廃止ス、但シ正式ノ強制融資命令ヲ受クルコトヲ期待シテ金融機関ノ為シタル貸金、給料、税金等ノ支払資金其ノ他ニ関シテハ嚴重ナル審査ノ上從來強制融資ニ依リタルモノトノ權衡上已ムヲ得ザルモノハ此際強制融資ヘノ振替ヘヲ認ム

(2) 金融機関ノ資金融通ノ抑制

前項ノ復興金融機構ノ創設ニ依リ民生産業復興ニ必要ナル資金ニ付テハ其ノ円滑ナル供給ヲ図ル一方思惑、買割、闇取引等ノ資金ノ融通ハ嚴重ニ之ヲ抑制ス。殊ニ将来ノ貨幣価値ノ低落ヲ見越シ此ノ際出来得ル限り借入金ニ依存セントスル傾向ニ対シテハ嚴重ニ之ヲ抑制シ寧ろ資金融通ノ抑制ヲ通シ資金難ヨリスル手持資材ノ放出活用ヲ促進ス

(3) 軍需融資ノ処理及企業ノ補償

金融界ニ於ケル軍需融資ノ処理ハ産業界ニ於ケル軍需企

業ノ損失補償及賠償ニ対スル補償ノ問題ト不可分ノ関係ヲ有スルヲ以テ、産業界ニ於ケル損失額ヲ速カニ調査決定シタル上其ノ損失ヲ産業界、金融界及国家ノ三者ニ於テ公平ニ負担スルノ原則ノ下ニ軍需融資ノ処理及企業ノ補償ヲ実行ス

軍需融資ノ処理ニ付テハ軍需融資ノ肩替リヲ為スガ如キ特別ノ処理機関ノ設置ヲ要スル場合モアリ得ベキモ差当リノ処置トシテハ各金融機関ニ於テ特別勘定ヲ設ケテ之ヲ整理セシムルコトトシ、各金融機関ノ軍需融資ノ処理ニ付テハ産業界ニ対スル政策トモ睨合セテ統一の方針ニ依ラシムルモノトス。尚之方為適當ナル委員会ヲ設置ス

(4) 過剰購買力ノ活用

主トシテ過去ノ蓄積ニ基ク消費者層ノ膨大ナル過剰購買力ハ現在食糧其ノ他ノ生活必需品ニ集中シソノ價格ヲ暴騰セシメツツアル実情ニ鑑ミ食糧其ノ他ノ物資面ヨリノ強力ナル対策ト併行シ此等過剰購買力ヲ吸収シテ其ノ「インフレーション」ヘノ害悪ヲ除去スルト共ニ進ンデ之ヲ民生産業復興ノ為ノ必要ナル資金トシテ動員活用ス

二、經理面ニ関スル措置

企業ガ終戦後不要トナリ又ハ賠償ノ対象トナリタル軍需生産ノ設備其ノ他政府ノ損失補償、戦争保険金、損失ノ繰延等ノ不安定資産及未整理借入金ヲ多額ニ有スル為民生産業ニ使用シ得ル設備資材等ヲモ有スルニ拘ラズ新ナル民需生

産ヲ開始シ得ザル事例多キ実情ニ鑑ミ斯カル場合ニハ其ノ民需転換可能ノ設備資材等ヲ必要ナル人員ト共ニ現在ノ企業經理ヨリ分離シ別個ノ新ナル經理トセシメルコトニ依リ其ノ活動ヲ開始セシムルヲ適當トス。依而例ヘバ其ノ民需転換可能部分ニ依ル新会社ノ設立ノ措置ヲ講ズ

右新会社ニ対シテハソノ製品ニ関シ價格政策上特別ノ考慮ヲ払ヒ金融ニ付テモ亦普通ノ金融機関ヨリ通常ノ金融ヲ行ハシムルモノトス。新会社ノ分離ニ依リ不要トナレル設備等ノミヲ保有スルコトトナル旧会社ハ最少限度ノ人員ヲ以テ政府補償金ノ受入、負債ノ整理等ノ整理事務ヲ行ヒ清算ニ入ルモノトス

尚新会社ノ設置其ノ他民需産業ノ再開並ニ軍需企業等ノ整理ノ円滑ナル実行ヲ確保スル為官民ヨリ成ル委員会ヲ設置シ、企業ノ更生計画ヲ樹立勸奨スルト共ニ要スレバ積極的ニ企業ニ対スル民需生産ノ再開ノ命令ヲモ為シ得ルモノトス

三、統制法令ニ関スル措置

現在産業資金ノ調整ヲ規定セル臨時資金調整法、会社經理統制令、銀行等資金運用令、軍需金融等特別措置法、企業整備資金措置法等ノ法令ヲ整理統合シ、来ルベキ特別議會ノ協賛ヲ經テ産業資金法(仮称)ヲ制定シ「インフレーション」防止ノ為ノ資金統制ノ強化其ノ他前各項ノ措置ノ実行ニ必要ナル法律の根拠ヲ規定ス

書込 *1・三一大臣室 *2 30億ノ限度 *3 集中スベキ預金ヲ引当トシテallocateスルコト
注 カリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六―三二。

IV-15 緊急対策ニ関スル研究問題(昭和二十二年二月二日)

一、金融緊急措置 昭二二、二、二

(一) 金融緊急措置

(一) 封鎖ノ範圍(預金、国債、社債、元本、利子)

(二) 封鎖預金ニ依ル小切手使用ノ可否及限度

(三) 農家ニ対スル自由預金ノ設定

(四) 十五万円以下ノ事業者ノ運転資金ノ取扱

(五) (使用人別、預金残高比率)

(六) 個人生活資金ノ解除

(月別力、定額自由預金振替力)

二、價格改定ト價格統制令

(時期ト予算)

三、財産調査ノ範圍及財産税不變價值付款

四、封鎖後ノ通貨價值安定措置

(一) 最高発行限度

(二) 金額保証制度

(三) 價值不變事項(貸出、預金、国債等)

- 五、赤字財政排除方法
- 六、日銀貸出方針
- 七、国民所得、財政及通貨量ノ規模並ニ物価ノ見透
- 八、封鎖預金ノ解除期限後対策

(一) 長期預金ノ優遇

(二) 財産税等ノ概算徴収又ハ別除

書込 * 一、二月中ニ実行スル意気込ミ
注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—二。

IV—16 農家ニ対スル自由預金設定ノ件(昭和二年二月一日)

昭二、二、二

農家ニ対スル自由預金設定ノ件

一、農家ニ付テハ毎月ノ生活資金ノ外本年度供出米穀代金ニ付テハ石当百五十円ノ割合ニ依リ算出シタル金額ノ範圍内ニ於テ封鎖預金ノ解除ヲ認ムルコト但シ最高一世帯当リ三千円トスルコト

二、右ハ既往供出分ニ付テモ今後供出分ニ付テモ同様ノ取扱ヲ為スコトトシ出来得レバ寧ロ既往供出分ノ方ガ多額ノ解除ヲ受ケ得ル如ク措置スルコトヲ考慮スルコト

(註) 一、本年度供出米二千六百万石ニ付シ石当百五十円トスレバ三十九億円ナリ

二、右封鎖解除額ハ財産税等ノ課税ノ対象トナルモノトス

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—三。

IV—17 隠匿蔵物資買上要綱案(昭和二年二月二日商工省商務局)

隠匿蔵物資買上要綱案 商務局 二二、二、二

方針

不正又ハ不当ニ物資ヲ隠匿又ハ退蔵シタル者特ニ終戦時ノ混亂ニ乗ジ軍等ヨリ不当ニ物資ノ私下ヲ受ケ又ハ其ノ後ノインフレーション及財産税ヲ見越シ不正又ハ不当ニ物資ヲ買溜又ハ売惜ヲ為シタル者ヨリ物資ヲ供出セシムル共ニ之ヲ適正ニ配給シ就中食糧供出ノ見返リニ充ツル為左ノ要領ニ依リ措置スルモノトス

要領措置

(一) 調査物資

各種石油製品、纖維製品(糸、織物、毛布、外套、洋服、作業服、シャツ及ズボン下、手袋、靴下、巻脚絆及足袋)、生ゴム、屑ゴム及ゴム製品(地下足袋、総ゴム靴及タイヤ及チューブ)、革及革靴、油脂加工品(硬化油、脂肪酸及石鹼)、鉄鋼(普通鋼々材、特殊鋼々材、鉄鉄及釘、鋼索、亜鉛鉄板、電熱線)、電気銅、故銅、輕金屬(アルミニウム、

ジュラルミン及之等ノ屑)、モーター、変圧器、電球(以上三者ハ据付又ハ使用中ノモノヲ除ク)、軸受

(二) 在庫調査

一定期日ヲ期シ対象物資ノ在庫ヲ調査シ申告義務者ヨリ必要ナル事項ヲ申告セシムルモノトス、尚申告ノ爾後ニ於テ行政官庁及買上機関ニ於テ必要ニ応ジ臨検検査ヲ為スモノトス

(イ) 申告義務者

調査物資(以下物資ト称ス)ノ製造(加工ヲ含ム)業者、販売業者又ハ其ノ団体ニシテ一定数量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、物資ヲ業務上原材料トシテ使用スル者ニシテ一定数量以上ノ物資ヲ所有スルモノ、官庁、公共団体、消費者団体ニシテ一定数量以上ノ物資ノ所有者(一般消費者ヲ含ム)並ニ物資ヲ保管スル倉庫業者、運送業者其ノ他他人ノ委託ヲ受ケ一定数量以上ノ物資ヲ保管スル者

(ロ) 申告事項

所有者又ハ保管者ノ氏名、名称及住所、物資ノ種類、所有又ハ保管数量、所有又ハ保管場所、保管ノ場合ハ所有者ノ氏名、名称及住所、所有又ハ保管ノ始期、買入先、最近四ヶ月間ノ使用又ハ販売数量、其ノ他必要ナル事項

(ハ) 申告手続

施行ノ日ヨリ二週間内ニ物資所在ノ地方庁經由ノ上商工大臣宛申告セシムルモ商工大臣ノ申告受理事務ハ便宜地

方商工局ニ委任シ之ヲ行ハシム

(二) 爾後調査

爾後ニ於テ(五)(イ)ニ依リ可及的臨検検査ヲ勵行スルモノトス

(三) 買上

商工大臣又ハ地方長官ハ調査物資ノ所有者ニ付シ不正又ハ不当ト認メタル其ノ所有数量ニ付買上機関ニ指定シタル価格ヲ以テ譲渡スベキ旨ヲ命ズルコトヲ得ルモノトス。尚調査物資以外ノ物資ニ付テモ不正又ハ不当ト認メラルモノトキハ物資ヲ指定シ前項ト同様ノ措置ヲ採リ得ルモノトス

(イ) 強制買上ノ限度

製造業者及販売業者ニ付テハ一定数量ヲ超ユル数量、物資ヲ業務上原材料トシテ使用スル者ニ付テハ業務上必要ト認メラルル数量(鉄鋼等ニ付テハ最近四ヶ月間ノ使用量ノ概ネ三倍)ヲ超ユル数量、物資ヲ消費材料トシテ消費スルモノ及其ノ団体等ニ就テハ一定限度(例ハ織物類ニ付テハ一世帯内平均一人当五反程度)ヲ超ユル数量、其ノ他地方長官ニ於テ買上グルヲ適当ト認メタルモノニ付強制買上ヲ行フ

右ノ場合買上ノ対象ハ不正又ハ不当ニ物資ヲ隠匿又ハ退蔵シタルモノ特ニ終戦後物資ヲ不正経路ニ依リ入手シタルモノ又ハインフレーション及財産税ヲ見越シ不正又ハ不当ニ買溜又ハ売惜ミヲ為シタルモノニ重点ヲ置キ其ノ

他ノモノニ就テハ実情ニ即シ基準限度ヲ定ムルモノトス

(ロ) 買上機関

物資別統制機関及交易営団トシ商工大臣之ヲ指定ス

(ハ) 買上価格

原則トシテ公定価格其ノ他ノ適法価格ニ依ルモノトス

(ニ) 買上諮問委員会ノ設置

(イ) 及(ハ)其ノ他必要事項ノ決定ニ当リテハ地方長官ハ所要ニ応ジ關係有識者ヲ以テ組織スル諮問委員会ニ諮問シ之ヲ決定スルモノトス

(ホ) 蒐荷及配給

特ニ地域のニ偏在甚クシキ物資ヲ除キ成ルベク所在地方就中最寄農村等ニ重点ヲ置キ配給スルヲ旨トシ主務大臣ノ指導ノ下ニ地方商工局ニ於テ速ニ配給計画ヲ樹立スルモノトシ右ニ基キ府県庁ニ於テ蒐荷及配給ヲ為スモノトス。此ノ場合保管場所ニ就テハ個人保管ヲ禁止シ原則トシテ營業倉庫、工場倉庫等ニ保管セシム

(四) 物資ノ譲渡及移動ノ制限

調査物資ニ付テハ民生ノ安定ヲ確保スル為必要ナル場合即(1) 他ノ法令ノ規定ニ基ク所定ノ経路及方法ニ依ルトキ(2) 本令ニ依リ特ニ規定シタル経路及方法ニ依ルトキヲ除キ其ノ他ノ場合ニ於テハ本措置ノ実効ヲ確保スル為本令施行後一定期間(概ネ一ヶ月間)ヲ限り物資ノ譲渡及移動ヲ制限スルモノトス

(五) 其ノ他ノ事項

(イ) 調査及買上ニ伴フ關係官庁買上機関及其ノ職員ノ權限商工大臣及地方長官ニ於テ必要ナル權限ヲ行使スルノ外關係官吏買上機関ノ特定職員(官ノ囑託トス)ニ對シ臨檢検査權及必要ナル場合ニ於ケル譲渡命令權ヲ賦与ス(ニ) 買上ニ要スル資金ノ融通並ニ買上ニ伴フ経費其ノ他ノ損失負担

買上機関ニ對シ買上ニ要スル資金ノ融通ヲナスト共ニ買上ニ伴フ買上機関ノ経費其ノ他ノ損失負担ニ就テハ要スレバ国库ニ於テ負担スル様子算の措置ヲ講ズルモノトス尚物資ノ所有者ノ受領シタル買上代金ニ就テハ一定期間(概ネ財産稅決定迄)原則トシテ之ヲ封鎖スル措置ヲ講ズルモノトス

(ハ) 根拠法規

憲法第八條ニ基ク緊急勅令トス

(ニ) 罰則

本令ニ違反シタル行為ヲ為シタル者ニ對シテハ當該物件ヲ沒收スルノ外体刑又ハ罰金ヲ科スルモノトス。尚隱匿藏ニ関シ協力シタル保管者、輸送者等ニ付テモ適當ナル罰則ヲ科スルモノトス

注
ガリ版刷。
出所 大藏省資料乙五二六—三—。

IV-18 隱退藏物資管理令(案)(昭和二年二月一日)

勅令第 号

隱退藏物資管理令(案) (二二、二二二)

第一条 別表ニ掲グル物資(以下調査物資ト称ス)ヲ所有シ又ハ占有スル者ハ昭和二年 月 日ニ於ケル其ノ所有又ハ占有ニ係ル調査物資ニ付左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書(三通)ヲ昭和二年 月 日迄ニ當該調査物資ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由シ商工大臣ニ提出スベシ但シ商工大臣ノ指定スル者ニシテ商工大臣ノ指定スル數量ヲ超エザル數量ヲ所有スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 所有者又ハ占有者ノ氏名又ハ名称及住所(占有者ノ場合ニ於テハ所有者ノ氏名又ハ名称及住所ヲ併セ記載スルコト)
二 物資ノ種類並ニ其ノ所有又ハ占有スル數量及場所
三 所有又ハ占有ノ始期
四 受入先
五 最近 月間ノ使用又ハ販売數量

第二条 前条ノ規定ニ依リ調査物資ニ付報告書ヲ提出スベキ者ハ其ノ所有シ又ハ占有スル當該調査物資ニ付本令施行ノ日ヨリ昭和二年 月 日ニ至ル期間譲渡、引渡其ノ他ノ処分若ハ移動ヲ為シ又ハ當該調査物資ヲ不當ニ變形、變質、毀

損若ハ湮滅スルガ如キ行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ左ノ各号ノ

一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 國家總動員法又ハ昭和二年法律第九十二号ノ規定ニ依ル命令ノ定ムル所ニ從ヒ又ハ此等ノ命令ニ基ク処分ニ依リ調査物資ノ譲渡、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

二 國家總動員法ニ基ク重要産業團體令ニ依ル統制會ノ會員及會員タル団体ヲ組織スル者又ハ商工組合法ニ依ル統制組合ノ組合員タル者重要産業團體令第二十三條又ハ商工組合法第三十八條ノ規定ニ依ル統制規程ニ定ムル所ニ從ヒ調査物資ノ譲渡、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

三 商工大臣ノ指定スル者(以下統制機關ト称ス)ガ調査物資ノ譲渡、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

四 統制機關ニ對シ調査物資ノ譲渡、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

五 統制機關ノ指示ニ基キ調査物資ノ譲渡、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

六 販売業者ニシテ國家總動員法ニ基ク企業許可令ノ許可ヲ受ケタル者ガ調査物資ノ譲渡、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

七 農業團體法ニ依ル農業團體又ハ市町村其ノ他ノ公共團體ガ調査物資ヲ譲渡シ、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

八 事業主方其ノ従業員ニ對シ業務上必要ト認メラルル限度

ノ数量ニ付調査物資ノ譲渡、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

九 商工大臣又ハ地方長官ノ指示ニ基キ調査物資ノ譲渡、引渡其ノ他ノ処分又ハ移動ヲ為ス場合

十 特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合

第三条 商工大臣又ハ地方長官第一条ノ規定ニ該当スル者ニ付不正又ハ不当ニ調査物資ヲ所有スルモノト認メタルトキハ此等ノ者ニ対シ譲渡ノ時期、価格、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ調査物資ノ譲渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官調査物資以外ノ物資ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ（以下指定物資ト称ス）ニ付不正又ハ不当ニ所有スルモノト認メタルトキハ前項ノ規定ニ準ジ当該物資ノ譲渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為シタル場合又ハ調査物資若ハ指定物資ノ所有者知レザル等ノ為第一項又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為スコト能ハザル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ当該調査物資又ハ指定物資ヲ占有スル者ニ対シ引渡ノ時期、相手方其ノ他必要ナル事項ヲ指定シテ之ヲ引渡ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣又ハ地方長官調査物資又ハ指定物資ノ所有者知レザル等ノ為第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル命令ヲ為スコト能ハザル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依ル命令ヲ為シタルトキハ当該

調査物資又ハ指定物資ノ引渡ノ相手方ヲシテ其ノ対価ヲ供託セシムベシ此ノ場合ニ於テハ当該調査物資又ハ指定物資ノ引渡ノ相手方其ノ供託ヲ為シタル時当該調査物資又ハ指定物資ノ譲渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第四条 前条ノ規定ニ依ル調査物資又ハ指定物資ノ譲渡ハ他ノ法令ニ拘ラス其ノ効力ヲ有ス前条ノ規定ニ依リ譲渡ヲ命ゼラレタル調査物資又ハ指定物資ガ知レタル担保権ノ目的タル場合ニ於テハ当該物資ノ譲渡ヲ受ケタル者ハ其ノ対価ヲ供託スベシ

前条ノ規定ニ依ル調査物資又ハ指定物資ノ譲渡又ハ引渡アリタル場合ニ於テハ当該物資ニ付存シタル担保権ハ他ノ法令ニ拘ハラズ所有権移転ノ時ヨリ之ヲ行フコトヲ得ズ

前条ノ規定ニ依リ譲渡又ハ引渡ヲ命ゼラレタル調査物資又ハ指定物資ニ付担保権ヲ有シタル者ハ第二項ノ規定ニ依ル供託金ニ対シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第五条 主務大臣又ハ地方長官ハ調査物資又ハ指定物資ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ当該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ状況若ハ指定物資、書類、帳簿等ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ当該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス証票ヲ携帯セシムベシ

第六条 主務大臣又ハ地方長官必要アリト認ムルトキハ法人其ノ他ノ団体ノ職員ヲシテ前条ノ規定ニ依ル検査ニ関スル事務

別 表

一 鉱物性石油製品（揮発油、灯油、軽油、機械油及重油ヲ謂フ）

二 纖維製品（糸、織物類、毛布、外套、洋服、作業服、シャツ、手袋、靴下及足袋ヲ謂フ）

三 生ゴム、屑ゴム及ゴム製品（地下足袋、総ゴム靴、タイヤ及チューブヲ謂フ）

四 革及革靴

五 油脂加工品（硬化油、脂肪酸及石鹼ヲ謂フ）

六 鉄鋼（銑鉄、普通鋼々材及特殊鋼々材ヲ謂フ）及鉄鋼製品（釘、鋼索、亜鉛鉄板及電気抵抗合金ヲ謂フ）

七 電気銅及故銅

八 アルミニウム、ジュラルミン及此等ノ屑

九 電動機

十 変圧器

十一 電球

十二 軸受

注 タイプカブリ版刷。
出所 大蔵省資料乙五二六—三三。

IV—19 金融緊急措置令（案）（司令部提出案正本）

* 勅令第 号

金融緊急措置令

*第一条 金融機関ハ本令施行ノ際現ニ存スル預金其ノ他之ニ準ズル債務ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ（以下預金等ト称ス）ニ付命令ヲ以テ定ムル日迄其ノ元本ノ支払ヲ為スコトヲ得

第二条 前条ノ規定ハ左ニ掲グル支払ニ付テハ之ヲ適用セズ
一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対シ為ス預金等ノ支払

二 命令ヲ以テ定ムル公租公課ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払

三 事業經營上必要ナル支払ノ為ニスル預金等ノ支払ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ為スモノ

*四 給料、賃金其ノ他ノ給与ノ支払ノ為ニスル預金等ノ支払

五 一世帯ニ付命令ヲ以テ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

六 引揚邦人ノ為命令ヲ以テ定ムル金額ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

*七 企業整備資金措置法又ハ臨時資金調整法ニ規定スル特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ支払

*八 金融機関ニ対シ為ス預金等ノ支払

九 命令ヲ以テ定ムル方法ニ依リ金融機関ニ対シ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス為ニスル預金等ノ支払

十 前各号ニ掲グルモノノ外命令ヲ以テ定ムル支払

前項第九号ニ規定スル預金、貯金及金銭信託ハ之ヲ預金等ト看做ス

第一項ノ世帯及引揚邦人ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ預金等ノ債權ヲ譲渡シ又ハ之ヲ債務ノ担保ニ供スルコトヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第四条 大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ金融機関其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ資金ノ融通ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第五条 大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ大蔵大臣ノ指定スル法人其ノ他ノ者ノ金銭債務ノ弁済方法又ハ其ノ資金ノ保有方法ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第六条 本令ニ於テ金融機関トハ郵便官署、銀行、信託会社、保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、地方農業会、漁業会及市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ヲ謂フ

*第七 預金等ニ付テハ其ノ債權者ハ第一条ニ規定スル日ノ経過スルニ至ル迄其ノ元本ノ支払ノ請求ヲ為スノ權利ヲ有セザルモノトス

*第八 預金等ニハ支払禁止ノ期間中命令ノ定ムル所ニ依リ利息ヲ付ス

*第九 本令施行後第一条ニ規定スル日迄ノ間ニ於テ時効期間ノ満

了スル預金等ニ付テハ其ノ日ノ経過後一月内ハ時効完成セズ

第八条 第一条ノ規定、第三条若ハ第四条ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ第五条ノ規定ニ依ル命令ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第九条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ亦同条ノ罰金刑ヲ科ス

付則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由
現下ノ情勢ニ対処スル緊急食糧対策ノ実施ニ照応シ臨機金融機関ノ預金等ノ支払ノ禁止及資金融通ノ制限等ヲ為スノ要アルニ依ル

書込 *1④ *2⑤ *3（「現ニ存スル預金」に傍破線） *4（「ニ準ズル債務」に傍破線） *5（「命令ヲ以テ定ムル日」に傍破線） *6⑥ / 「命令ノ定ムル所ニ依リ」 *7⑦ / 削除 *8 from by order *9⑧（「必要アリト認ムルトキハ」に傍実線） *10⑩（「必要アリト認ムルトキハ」に傍実線） *11⑪ *12 遅滞ノ責ニ任ゼストイフ意味ナルコト *13 法律関係ノ形成トイフ意味ナルコト *14⑭

注 司令部へ提出した勅令案の正本と推断できる。書込の*2以下は司令部による修正要求に対応する（資料IV-27、28、29参照）。ガリ版刷。

出所 大蔵省資料2526-13。

IV-20 日本銀行券ノ引換等ニ関スル勅令案（司令部提出案正本）

*勅令第 号

第一条 命令ヲ以テ定ムル種類ノ日本銀行券ニシテ一定ノ証紙ヲ貼付セザルモノ（以下旧券ト称ス）ハ命令ヲ以テ定ムル日限強制通用ノ効力ヲ失フモノトス但シ第二条又ハ第三条ノ規定ニ依リ引換ヲ為ス場合及旧券ヲ所持スル者ガ命令ヲ以テ定ムル日迄ニ之ヲ郵便官署、銀行、信託会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会又ハ市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ニ対スル貯金、預金又ハ金銭信託ト為ス場合ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ前項ノ証紙ハ日本銀行之ヲ発行シ其ノ種類及様式ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第二条 旧券ヲ所持スル者ハ日本銀行ニ対シ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ命令ヲ以テ定ムル金額ヲ限り当該旧券ヲ前条ニ規定スル証紙ヲ貼付シタル日本銀行券及大蔵大臣ノ指定スル日本銀行券ノ中日本銀行ノ選択スルモノト引換フベキコトヲ得

トヲ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テハ日本銀行ハ遅滞ナク無手数料ニテ同項ノ引換ヲ為スベシ

第三条 郵便官署、銀行、市町村農業会及市街地信用組合ハ

前条ニ規定スル日本銀行ノ引換ノ事務ヲ取扱フベシ

前項ノ事務ノ取扱ニ関シ必要ナル事項ハ大蔵大臣之ヲ定ム

第四条 左ニ掲グルモノハ金融緊急措置令ノ適用ニ付テハ之ヲ同令ニ規定スル預金等ト看做ス

一 金融緊急措置令ニ規定スル金融機関（以下単ニ金融機関ト称ス）ニ付シ旧券ヲ以テ為シタル貯金、預金及金銭信託

二 第一条第一項本文ニ規定スル日ノ翌日ニ於テ現ニ存スル手形、小切手及郵便為替証書ニシテ第三項ニ規定スル表示ナキモノ但シ手形及小切手ニ在リテハ金融機関ヲ振出人又ハ支払人トスルモノニ限ル

三 第三項ニ規定スル表示ナキ手形若ハ小切手ニシテ金融機関ヲ振出人若ハ支払人トスルモノ又ハ同項ニ規定スル表示ナキ郵便為替証書ヲ以テ金融機関ニ付シタル貯金、預金及金銭信託、手形、小切手又ハ郵便為替証書ニシテ第三項ニ規定スル表示ナキモノニ付テハ金融機関ハ第一条第一項本文ニ規定スル日以前ニ於テハ同条ニ規定スル証紙ヲ貼付シタル日本銀行券又ハ大蔵大臣ノ指定スル日本銀行券ニ依リ其ノ支払ヲ為スコトヲ得ス

金融機関ハ命令ヲ以テ定ムル期間内ニ振出し又ハ発行スル手形、小切手及郵便為替証書ニハ旧券ノ受入ニ依リ振出し又ハ発行スルモノヲ除クノ外命令ヲ以テ定ムル表示ヲ為スベシ

前項ノ場合ヲ除クノ外金融機関ハ手形、小切手又ハ郵便為替証書ニ同項ノ命令ヲ以テ定ムル表示ヲ為スコトヲ得ス

第一項第二号ニ規定スル郵便為替証書ニ付テハ第一条第一項本文ニ規定スル日ノ翌日以後金融緊急措置令第一条ニ規定スル日迄ノ期間ハ之ヲ其ノ有効期間ニ算入セス

第五条 日本銀行ハ命令ヲ以テ定ムル日ニ於ケル旧券ノ発行高ヲ其ノ翌日ニ於ケル日本銀行券発行高ヨリ除去スベシ

日本銀行ハ前項ノ規定ニ依リ除去シタル発行高ニ相当スル金額ヨリ命令ヲ以テ定ムル金額ヲ控除シタル残額ニ相当スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ国庫ニ納付スベシ

第六条 第一条第一項但書ニ規定スル場合ヲ除クノ外同項本文ニ規定スル日ノ經過後ニ於テハ旧券ハ之ヲ授受スルコトヲ得ス

第七条 第二条第一項ニ規定スル金額ヲ超エテ為シタル引換又ハ同項ニ規定スル期間經過後ノ請求ニ付シタル引換アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス第四條第二項乃至第四項ノ違反行為アリタル場合亦同ジ

IV-21 金融緊急措置令施行規則（案）（司令部提出案）

大蔵省令第 号

金融緊急措置令施行規則

*第一条 金融緊急措置令（以下令ト称ス）第一条ニ規定スル令施行ノ際現ニ存スル預金其ノ他之ニ準ズル債務ハ預金貯金（郵便貯金規則第二百二十条ノ二十九ノ積立貯金ヲ除ク）、金銭信託及恩給金庫ニ付スル寄託金（以下預金等ト総称ス）トス

*第二条 令第一条ニ規定スル日ハ昭和二十一年八月三十一日トス

第三条 令第二条ノ規定ニ依ル預金等ノ支払ノ請求ハ当該預金等ノ債権者其ノ支払ヲ受クルニ非ザレバ他ニ必要ナル資金ヲ有セザル場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得ルモノトス

第四条 令第二条第一項第二号ニ規定スル公租公課ハ左ニ掲グル国税以外ノ国税及地方税トス

一 昭和二十一年三月十日以後ニ於テ所得税法第七十二条ノ規定ニ依リ徴収スル分類所得税

二 昭和二十一年三月十日以後ニ於テ所得税法第六六条ノ規定ニ依リ徴収スル総合所得税

三 昭和二十一年三月十日以後ニ於テ納税義務ノ発生スル通行税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税、砂糖特別消費税、織物消費税、物品税、遊興飲食税、特別行為税、入

前条ノ規定ニ違反シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ
第八条 旧券ニ付スルノ用ニ供スル目的ヲ以テ第一条ニ規定スル証紙ヲ偽造又ハ変造シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

旧券ニ付スルノ用ニ供スル目的ヲ以テ偽造又ハ変造ノ証紙ヲ人ニ交付シ、輸入シ又ハ移入シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

旧券ニ付スルノ用ニ供スル目的ヲ以テ偽造又ハ変造ノ証紙ヲ取得シタル者ハ三年以上五年以下ノ懲役ニ処ス

前三項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第九条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ第七条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ付シ亦同条ノ罰金刑ヲ科ス

付則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

金融緊急措置令ノ施行ト併セ過剰通貨ヲ吸収封鎖スルノ要アルニ依ル

書込 *1①

注 司令部へ提出した勅令案の正本と推断できる。題名なし。ガリ版

出所 大蔵省資料乙五二六—三—三。

場税及特別入場税

第五条 令第二条第一項第三号ニ規定スル預金等ノ支払ハ左ニ掲グルモノトス

一 資本金（出資総額、株金総額、出資総額及株金総額ノ合計額、資産総額又ハ基金総額ヲ謂フ以下同ジ）十五万円以上ノ法人（金融機関ヲ除ク）其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者（以下指定事業者ト称ス）ノ事業経営上必要ナル支払ノ為ニスル預金等ノ支払ニシテ第十七条又ハ第十八条ノ規定ニ依リ為スモ但シ大蔵大臣ヨリ金額ノ指定アリタルトキハ其ノ指定ヲ受ケタル金額ノ限度ニ於テ為ス預金等ノ支払ニ限ル

二 指定事業者以外ノ事業者（金融機関ヲ除ク）ノ事業経営上必要ナル支払ノ為ニスル預金等ノ支払ニシテ大蔵大臣ノ定ムル準則ニ従ヒ為スモ

第六条 令第二条第一項第五号ノ世帯トハ戸主及之ト同居スル家族、使用人其ノ他ノ者ニシテ生計ヲ同ジスルモノヲ謂フ

戸主ト同居セザル家族ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者（疎開シテ生活スル者ヲ含ム）ハ之ヲ前項ノ戸主ト看做ス

世帯ニ於テ戸主ヲ世帯主、世帯主以外ノ者ヲ世帯員ト称ス
*第七條 令第二条第一項第五号ニ規定スル金額ハ世帯主ニ付月三百円及世帯員一人ニ付月百円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ノ合計額トス但シ特殊預金又ハ特殊金銭信託ノ支払ヲ

受ケタル者ニ在リテハ当該支払ヲ受ケタル金額ヲ控除シタル金額ヲ限度トス
前項ノ金額ノ限度迄預金等ノ支払ヲ受ケザリシ者ハ其ノ支払ヲ受ケザリシ金額ノ支払ヲ翌月以降ニ於テ受クルコトヲ得

*第八條 令第二条第一項第六号ノ引揚邦人トハ昭和二十年八月十五日以後外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ本邦ニ引揚ケタル本邦人ヲ謂フ

第九条 令第二条第一項第六号ニ規定スル金額ハ一人ニ付千円トス

第十条 令第二条第一項第九号ニ規定スル預金等ノ支払ハ左ニ掲グルモノトス

一 金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依リ同一金融機関ニ対シ自己名義ノ他ノ種類ノ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス為ニスル預金等ノ支払

二 金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依リ他ノ金融機関ニ対シ自己名義ノ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス為ニスル預金等ノ支払

三 本令施行ノ際現ニ存スル債務（預金等ノ債務ヲ除ク）ヲ弁済スル場合ニ於テ金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依リ金融機関ニ対シ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス為ニスル預金等ノ支払

四 第五条第二号ノ事業者ノ事業経営上必要ナル支払ヲ為

ス場合ニ於テ金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依ル金融機関ニ対シ預金、貯金又ハ金銭信託ト為ス為ニスル預金等ノ支払

前項ノ場合ニ於テ小切手ノ振出ヲ為ストキハ当該小切手ノ表面余白ニ「封鎖勘定」ト記載シ振出人之ニ記名捺印スベシ

第十一条 令第二条第一項第十号ニ規定スル支払ハ左ニ掲グルモノトス

*6 一 金融機関ニ対シ本令施行ノ際現ニ存スル債務（預金等ノ債務ヲ除ク）ヲ弁済スル為金融機関ニ於ケル振替決済ノ方法ニ依リ為ス預金等ノ支払

二 本邦ヨリ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ニ引揚ケル者ニ対シ一人ニ付千円ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

*7 三 衆議院議員候補者ノ為法定選挙費用ノ金額ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

四 医療費又ハ助産費ノ支払ノ為医師又ハ助産婦ノ請求スル金額ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

五 結婚費又ハ葬祭費ノ為千円ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

六 世帯ヲ共ニスル学生又ハ生徒ニ対スル教育費ノ為一人ニ付月百五十円ノ割合ヲ以テ計算シタル金額ヲ超エザル限度ニ於テ為ス預金等ノ支払

七 町内会、部落会ノ事業経営上必要ナル支払ノ為ニスル預金等ノ支払

八 大蔵大臣ノ指定スル預金等ノ支払

九 前各号ニ掲グルモノノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受ケタル預金等ノ支払

第十二條 令第二条ノ規定ニ依リ預金等ノ支払ヲ受ケントスル者ハ当該預金等ノ支払ヲ為スベキ金融機関ニ対シ同一世帯ニ属スル世帯主及世帯員又ハ引揚邦人タルコトヲ証スル書面其ノ他預金等ノ支払ヲ請求シ得ルコトヲ証スル足る書面ヲ呈示スベシ

前条第九号ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ別紙様式第一号ニ依リ許可申請書ヲ当該預金等ノ債務者タル金融機関ノ店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ提出スベシ

第十三條 預金等ノ債権ヲ譲渡シ又ハ之ヲ債務ノ担保ニ供セントスル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 令第二条第一項第一号、第三号又ハ第八号ノ規定ニ依リ支払ヲ為シ得ベキ預金等ノ債権ヲ譲渡シ又ハ之ヲ債務ノ担保ニ供スルトキ

二 令第二条第一項第二号若ハ第四号乃至第六号又ハ第十条第一号乃至第九号ノ規定ニ依リ支払ヲ為シ得ベキ預金等ニ付当該預金等ノ支払期限ノ到来スルニ至ル迄之ヲ債務ノ担保ニ供スルトキ

三 大蔵大臣ノ指定スルトキ

前項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ別紙様式第二号ニ依リ許可申請書ヲ当該預金等ノ債務者タル金融機関ノ店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ提出スベシ

第十四条 金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーハ資

金ノ融通（資金ノ貸付、手形ノ割引、当座貸越契約ノ締結又ハ当座貸越契約ノ極度金額ノ増額ヲ謂フ以下同ジ）ヲ為ス場合ニ於テハ通貨ノ増発ヲ防止シ以テ国民生活ノ安定ヲ期スル為メ左ノ各号ニ掲グル事項ヲ遵守シ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ定ムル準則ニ從ヒ之ヲ為スベシ

一 買溜思惑其ノ他社会経済秩序ノ安定ヲ紊スベキ目的ニ使用セラルル虞アル資金ハ之ヲ融通セザルト共ニ過剰物資等ノ放出ヲ促進スルコト

二 民需生産ノ増加ヲ図ル為メ必要ナル資金ニ付テハ之方適正ナル融通ヲ図リ事業ノ合理的運営ニ資スルコト

大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーニ対シ其ノ資金ノ融通ニ付必要ナル制限若ハ禁止ヲ為シ又ハ当座貸越契約ノ極度金額ノ減額ヲ命ズルコトヲ得

第十五条 資本金十五万円以上ノ法人ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル資金ノ融通ヲ為サントスルトキハ大蔵大臣ノ許可ヲ受クベシ

一 当該法人ノ役員ニ対シテ為ス資金ノ融通

三 事業ノ為ニスル通信費、交通費及事務用消耗品費ノ支払

私

四 一件五百円未満ノ支払

前項ノ現金ニ依リ支払ヲ取扱フベキ店舗ハ指定事業者其ノ工場又ハ事業場毎ニ金融機関ノ一店舗ヲ選定シ之ヲ当該店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ届出ツベシ之ヲ変更シタルトキハ從來ノ店舗ヲ經由シテ其ノ旨大蔵大臣ニ届出ツベシ

第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ別紙様式第五号ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ヲ經由シテ大蔵大臣ニ提出スベシ

第十八条 指定事業者及金融機関ノ支払ハ左ノ各号ノ一ニ掲

グル支払ヲ現金ヲ以テ為ス場合ノ外金融機関以外ノ者ニ対シ裏書ニ依ル委任若ハ譲渡ヲ禁止シタル手形若ハ記名式線引小切手ヲ以テ又ハ預金、貯金若ハ金銭信託ヘノ振替決済ノ方法ニ依リ之ヲ為スベシ

一 前条第一項各号ノ支払

二 金融機関ノ金融業務上ノ支払

三 金融機関ニ対スル預入、弁済其ノ他ノ支払

四 前各号ノ外大蔵大臣ノ指定又ハ許可ヲ受ケタル支払

前項ノ手形若ハ小切手ノ振出人又ハ振替ノ請求者ハ手形、小切手ノ振替請求書ノ余白ニ当該支払ニ依リ弁済セラルベキ債務ノ内容ヲ知ルニ足ル事項ヲ記入スベシ

第一項第四号ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ別紙様

二 会社其ノ他ノ事業者ニ対シテ為ス一件三万円ヲ超ユル資金ノ融通但シ金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーガ為ス場合及大蔵大臣ノ指定スル場合ヲ除ク

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル法人ハ別紙様式第三号ニ依リ許可申請書ヲ其ノ主たる取引関係ヲ有スル金融機関ノ店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ提出スベシ

第十六条 金融機関、証券引受会社又ハビルブローカーハ指定事業者ニ対シ貸付契約ノ履行其ノ他金融業務上ノ金銭債務（預金、貯金及金銭信託ヲ除ク）ノ弁済ヲ為サントスルトキハ金融機関ニ於ケル当該金銭債務ノ債権者ノ預金、貯金又ハ金銭信託ト為スコトニ依リ之ヲ為スベシ但シ大蔵大臣ノ指定又ハ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ別紙様式第四号ニ依リ許可申請書ヲ日本銀行ヲ經由シテ大蔵大臣ニ提出スベシ

第十七条 金融機関ハ指定事業者ニ対シ左ノ各号ノ一ニ掲グル支払ノ為ニ当該指定事業者ガ現金ヲ必要トスル場合ニシテ当該指定事業者ノ選定シタル金融機関ノ店舗ニ於テ為ス場合ノ外現金ヲ以テ預金、貯金又ハ金銭信託ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ但シ大蔵大臣ノ指定又ハ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ対スル支払
二 給料、賃金其ノ他ノ給与ノ支払

式第六号ニ依リ許可申請書ヲ其ノ選定シタル前条ノ金融機関ノ店舗ヲ經由シテ大蔵大臣ニ提出スベシ

大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ第一項ノ手形又ハ小切手ノ振出ニ際シ金融機関ノ認証ヲ受ケシムル等必要ナル制限ヲ為スコトヲ得

第十九条 指定事業者ハ大蔵大臣ノ指定スル限度ヲ超エテ現金ヲ保有スルコトヲ得ズ

指定事業者ハ前項ノ指定ヲ受ケタルトキハ其ノ限度ヲ超エテ保有スル現金ヲ遅滞ナク金融機関ニ於ケル預金、貯金又ハ金銭信託ト為スベシ前項ノ指定ノ後ニ於テ其ノ限度ヲ超エテ保有スルニ至リタル現金ニ付亦同ジ

指定事業者ガ第十七条ノ規定ニ依リ現金ヲ以テ預金、貯金又ハ金銭信託ノ支払ヲ受ケタル場合ニ於テ当該現金ヲ其ノ支払ヲ受ケタル目的ノ為ニ使用スル迄ノ期間之ヲ他ニ使用スルコトナク保有スル場合ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セズ

第二十条 金融機関ハ令第七条第二項ノ規定ニ依リ預金等ニ

付左ニ掲グル利息ヲ付ス但シ大蔵大臣ノ指定スル預金等ニ付テハ大蔵大臣ノ定ムル利息ヲ付ス

一 約定利息アル預金等ニ付テハ当該約定利息

二 支払期限ヲ経過シタル預金、貯金又ハ恩給金庫ニ対スル寄託金ニ付テハ其ノ期限迄ニ付シタル利息ノ割合ニ依リ利息

三 契約期限ヲ経過シタル金銭信託ニ付テハ最終ノ受益者
配當ノ割合ニ依ル利息
第二十一条 本令ニ於テ金融機関トハ令第六條ノ金融機関ヲ
証券引受会社トハ有価証券引受業法ノ証券引受会社ヲ、ビ
ルブローカートハ金融機関又ハ証券引受会社ニ非ズシテコ
ール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ売買若ハ其ノ媒介
ヲ為スヲ業トスル者ニシテ大蔵大臣ノ指定スルモノヲ謂フ
第二十二條 本令ノ適用ヲ受クル者ハ何等ノ名義ヲ以テスル
ヲ問ハズ本令ニ基ク制限又ハ禁止ヲ免ルル行為ヲ為スコト
ヲ得ズ

付 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

書込 *1範圍ノ問題 *2(削除?) (ハ原文) *3(但し書
に片キカッコ) *4() *5二月一日(昭和二十一年) *6

注 *7報告

司令部へ提出した省令案と推定。書込は司令部修正要求(の一部)
に対応する(資料IV-27、28、29参照)。ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六三三三。

IV-22 日本銀行券ノ引換等ニ関スル勅令施行規則
(案) (司令部提出案)

大蔵省令第 号

第一条 昭和二十一年勅令第 号(以下令ト称ス)第一条第

一項ニ規定スル日本銀行券ノ種類ハ本令施行ノ際現ニ通用ス
ル五円券、拾円券、貳拾円券、百円券、貳百円券及千円券ト
ス

第二条 令第一条第一項本文ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月
九日トス

第三条 令第一条第一項但書ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月
二十日トス但シ大蔵大臣必要アリト認ムルトキハ地域ヲ限リ
別段ノ定ヲ為スコトヲ得

大蔵大臣前項但書ノ規定ニ依リ別段ノ定ヲ為シタルトキハ之
ヲ公示ス

第四条 令第二条第一項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年三月一
日ヨリ同月二十日迄トス

第五条 郵便官署、銀行、信託会社、無尽会社、農林中央金庫、
商工組合中央金庫、庶民金庫、地方農業会、漁業会又ハ市街
地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ハ前条ノ規定ニ拘ラ
ズ昭和二十一年三月二十七日迄令第二条第一項ノ規定ニ依リ
引換(以下単ニ引換ト称ス)ヲ請求スルコトヲ得

外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ヨリ引換ヲ昭和二十一年
一月二十二日以後本邦ニ到着シタル本邦人ハ前条ノ規定ニ拘
ラズ到着ノ日ヨリ二月内ハ引換ヲ請求スルコトヲ得

大蔵大臣ノ指定スル者ハ前条ノ規定ニ拘ラズ大蔵大臣ノ指定
スル日迄引換ヲ請求スルコトヲ得

大蔵大臣前項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

第六条 令第二条第一項ニ規定スル金額ハ左ニ掲グル金額トス

一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体ニ在リテハ其ノ所持
スル旧券(令第一条ノ旧券ヲ謂フ以下同ジ)ノ金額

二 金融緊急措置令施行規則第六條ノ世帯主及世帯員ニ在リ
テハ各一人ニ付百円

三 金融緊急措置令施行規則第五條ノ指定事業者ニ在リテハ
同令第十九條ノ規定ニ依リ大蔵大臣ノ指定スル限度ニ於テ
事業経営上必要ナル金額

四 金融緊急措置令ニ規定スル金融機関ニ在リテハ其ノ所持
スル旧券ノ金額

五 前二號以外ノ事業者ニ在リテハ三百円ヲ超エザル限度ニ
於テ事業経営上必要ナル金額

第七条 左ニ掲グル者ハ前条第一項ニ規定スル金額ノ外千円ヲ
超エザル限度ニ於テ引換ヲ請求スルコトヲ得但シ金融緊急措
置令施行規則第一條第一項ノ規定ニ依リ預金等ノ支払ヲ受ケ
タルトキハ千円ヨリ当該支払金額ヲ控除シタル残額ノ限度ト
ス

一 昭和二十一年一月一日以後外地又ハ外国其ノ他大蔵大臣
ノ指定スル地域ヨリ本邦ニ引換ゲタル本邦人
二 本邦ヨリ外国其ノ他大蔵大臣ノ指定スル地域ニ引換グル
者

第八条 大蔵大臣ノ指定スル者ハ第六條ニ規定スル金額ノ外大
蔵大臣ノ指定スル金額ヲ限リ引換ヲ請求スルコトヲ得

大蔵大臣前項ノ指定ヲ為シタルトキハ之ヲ公示ス

第九条 大蔵大臣令第二条第一項及令第四条第二項ノ規定ニ依
リ日本銀行券ヲ指定シタルトキハ之ヲ公示ス

第十条 第六條第一項第二號ノ世帯主及世帯員又ハ第七條第一
號ノ邦人令第二条ノ規定ニ依リ引換ヲ請求セントスル者ハ当
該引換ノ事務ヲ取扱フベキ金融機関ニ対シ引換ヲ請求シ得ル
コトヲ証スルニ足ル書面ヲ呈示スベシ

第十一条 令第四条第三項ニ規定スル期間ハ昭和二十一年三月
一日ヨリ同月九日迄トス

第十二條 令第四条第三項ニ規定スル表示ハ手形、小切手又ハ
郵便為替証書ノ表面余白ニ「封鎖不要」ト記載シ金融機関ノ
代表者又ハ代理人記名捺印スルコトニ依リ之ヲ為スベシ

第十三條 金融緊急措置令ニ規定スル金融機関ニ於ケル現金ニ
依リ支払ハ令第二条ノ規定ニ依リ引換ヲ為ス場合ノ外第一條
ニ規定スル種類ノ日本銀行券ニ付テハ昭和二十一年三月九日
迄ハ旧券ニ依リ之ヲ為スモノトス但シ令第一條ノ証紙ヲ貼付
シタル日本銀行券又ハ大蔵大臣ノ指定スル日本銀行券ヲ以テ
受入レタル預金又ハ貯金ノ支払ヲ為ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第十四條 令第五条第一項ニ規定スル日ハ昭和二十一年三月三
十一日トス

付 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

注 司令部へ提出した省令案と推定。ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—三三

IV-23 金融緊急措置及通貨引換ニ関スル審議経過
(昭和二年二月五日)

金融緊急措置及通貨引換ニ関スル審議経過

一、唯今迄ノ説明

日時 説明者 相手方

一、二二 渋沢大蔵大臣 マルカト少将
(経済科学部長)

トーマス氏

(経済科学部財政課)

ボグダン氏

(同 右)

エーゲクイスト中尉

(同 価格統制課)

爾後殆ど連日 木内参事官

二、提示セル書類

(一) 物価体系再建ニ関スル覚書

(二) 金融措置ニ関スル覚書

(三) 勅令案一件省令案二件ノ概説

三、審議経過

- (イ) 物価体系ニ関スル限り充分ナル諒解ニ到達シタリト信ズ
- (ロ) 金融通貨措置ニ関シテハ原則のニハ諒解アルモ具體的の細目ニ付テハ相当ノ懸隔アリ司令部トシテハ細目ハ日本当局

ニ一任スルノ態度ニ出テラレンコトヲ切望ス
(イ) 緊急措置全般ヲ通ジテノ財政負担問題ニ付テハ単ニ口頭ニテ問題ヲメンシヨシタル程度ナリ
此ノ点モ達観的計数ニ付包括的ニ承認ヲ与ヘラレンコトヲ切望ス

*2

一、一月二十五日午前十時大蔵省主税局渡辺書記官連合軍総司令部経済科学部パロン少佐ヲ訪問シ臨時財産調査令案(英文)ヲ手交シ研究方ヲ依頼シ置キタリ

二、二月四日午後二時大蔵省主税局渡辺書記官連合軍総司令部経済科学部パロン少佐ヲ訪問シ臨時財産調査令案ニ付逐条ニ亘リ説明ヲ行ヒタリ

パロン少佐ハ此ノ際日銀券ノ引換及金融緊急措置ヲ実行スルノ要アラバ之ト即応シテ臨時財産調査令ヲ施行スルノ必要アルコトハ之ヲ了承シ要ハ右ノ金融的措置ヲ実施スル必要如何ニアルヲ以テ關係官ト打合セノ上何分ノ回答ナスベシト述ベ居レリ

書込 *1二二・二・五 *2二二・二・五

注 タイプ打ち

出所 大蔵省資料乙五二六—三—三三

IV-24 当面ノ我国社会経済秩序安定方策ニ関スル件(昭和二年二月七日)

昭二二、二、七
当面ノ我国社会経済秩序安定方策ニ関スル件
一、敗戦後ニ於ケル我国インフレ状況ハ第一次大戦後ノ独乙ノインフレ状況ニ近似スル所多シ。即チインフレ原因ハ左ノ如ク著シク近似シ

独 乙

日 本

- | | 独 | 乙 | 日 | 本 |
|----------------------|---------------|---|---|---|
| (一) 赤字戦費ニ因ル名目的購買力ノ累積 | 同 | 上 | 同 | 上 |
| (二) 戦後赤字財政ノ継続 | 同 | 上 | 同 | 上 |
| (三) 中央銀行民間貸出ノ累積 | 同 | 上 | 同 | 上 |
| (四) 市中銀行貸出ノ累積 | 同 | 上 | 同 | 上 |
| (五) 中央政權ノ不確立 | 同 | 上 | 同 | 上 |
| (六) 投機思惑ノ激化(為替) | 同上(動産不動産) | | | |
| (七) 賠償及補償負担ノ巨大 | 同上 | | | |
| (八) | 財産税等通脱ノ為ニスル換物 | | | |
| (九) | 人心ノ弛緩 | | | |
| (十) | 生産業ノ不活動 | | | |
| (十一) | 食糧不足 | | | |
- 唯独乙インフレト異ナルハ我国ニ於テハ産業アームナキコト及戦後急テンポニ悪性インフレノ段階ニ突入セルコト等ナリ而シテ独乙ニ於テハ右インフレヲ、国民ノインフレ嫌忌氣運横溢ノ時ニ當リ
- (イ) 物的担保アル通貨ノ発行

- (ロ) 赤字財政ノ停止
- (ハ) 中央銀行貸出ノ停止(金約款貸付)
- (ニ) 賠償ノ打切(實際上ハインフレ最悪期直前ニ支払不可能ニ陥レリ)ニ依リ安定シ得タルモノノ如シ
- 三、纏ツテ我国ニ於テ今日インフレ安定方策ヲ執ラントスル場合支障トナルベキ要因ヲ考フルニ
- (イ) 国民ハ果シテ現状ニ於テ資金封鎖其ノ他強烈ナルデフレ政策ニ堪ヘ得ルヤ
- (ロ) 賠償、在外通貨整理、進駐軍経費、軍需企業補償、戦争保険、失業救済、社会保障、価格差補給金其ノ他補助金、国債費等多額ノ未確定支払ヲ予想セラルルモ果シテ赤字財政ヲ恒久的ニ是正シ得ルヤ
- (ハ) 物価騰貴、給与ノ改善、運転資金ノ不足等ノ要請アルモ果シテ日本銀行ニ於テ民間貸出ヲ停止シ得ルヤ
- (ニ) 国民ニ貯蓄ノ増加即チ通貨ノ尊重ヲ期待シ得ルヤ等ノ事情アリ

三、仍テ現段階ニ於ケル我国インフレノ安定方策トシテハ、独乙ノ場合ノ如ク徹底シタル措置ハ之ヲ執リ得ザルベク又徹底シタル措置ハ後日必要ナル場合ヲ考慮シ之ヲ留保シ置クヲ適當トスルモノト考ヘラルルヲ以テ、差当リ右方策トシテハ左記方針ニ依ルモノトシ、且之ニ付連合軍ノ承認援助ヲ受クルコトヲ前提トスルヲ適當トスベシ

記

第一、過剩購買力ノ封鎖及各人勤労自存態勢ノ確立

一、既存預金ノ封鎖

○月○日現在ヲ以テ金融機關ノ預金等ノ元本ノ支払ヲ禁止シ
財産稅等徵收完了ノ日迄封鎖スルコト

二、預金ノ解除

(一) 個人ハ自己ノ勤勞等ニ依ル収入ヲ以テ生計ヲ樹ツルヲ本
旨トシ、貯蓄ハ不時ノ入用等本来ノ使途ニ使用セラルベキ
モノナルヲ以テ、他ニ現金、預金又ハ収入ナキ場合等ニ限
リ右封鎖ノ日ニ於ケル預金等ノ二割ノ範圍内ニ於テ右封鎖
預金ノ解除ヲ認ムルコト但シ一人ニ付最低千円最高一万円
トスルコト

(二) 会社其ノ他ノ法人ニ付テモ經營者及従業員相協力シ毎月
ノ収入ヲ以テ支出ヲ賄フベキモノトシ、右封鎖ノ日ニ於ケ
ル預金ノ五割ノ範圍内ニ於テ他ニ現金、預金又ハ収入ナキ
場合ニ限り右封鎖預金ノ解除ヲ認ムルコト但シ預金ノ解除
ハ先ツ当座預金ニ依ルモノトシ原則トシテ記名式小切手ニ
依リ払出スコト

(三) 個人企業ニ付テモ右会社ノ場合ト同様トシ唯封鎖解除ノ
割合ヲ三割トスルコト

(四) 尚公租公課ノ納付及過去ノ債務ノ返済ハ振替ノ方法ニ依
リ別途解除ヲ認ムルコト

(五) 右解除ニ當リテハ収支ノ状況、現金及製品材料等ノ手持
高等其ノ已ムヲ得ザル事情ヲ証明スルニ足ル書類ヲ當該金

融機關ニ提出セシムルコト

(六) 右解除容認額ヲ使用シ尽シタル個人及法人ニ付テハ大蔵
大臣特ニ必要アリト認メタル場合ニ限り右解除割合ノ増加
ヲ認ムルコト

三、現金ノ引換及封鎖

(一) 現行通貨ハ法人個人共ニ一人ニ付百円ノ割合ヲ以テ三月
八日及九日ノ兩日ヲ期シ予メ届出テタル引換機關ニ於テ部
落金町内会ニ於テ取纏メ又ハ格別ニ新券ト引換フルコト但
シ金融機關ニ付テハ其ノ預金現在高ノ二%ノ範圍内ニ於テ
引換フルコト

(二) 右引換ヲ円滑ニ行フ為右兩日ハ總テノ金銭債務ノ支払ヲ
停止シ引換機關ヲシテ右引換事務ニ従事セシムルコト

(三) 三月九日現在ヲ以テ旧券ヲ無効トシ金融機關ニ於ケル旧
券ノ受入ハ右引換ニ當ツルモノノ外三月七日ヲ以テ打切ル
コト

(四) ○月○日より三月七日迄ニ受入レタル金融機關ノ預金ニ
付テハ完全ニ封鎖シ又三月七日迄ニ發行セラレタ小切手、
手形、郵便為替モ總テ封鎖預金ニ封入セシムルコト

四、高額所得ノ封鎖

封鎖後ニ於ケル新券収入ニ付テモ月千円以上ハ之ヲ封鎖スル
コト

第一、自立財政ノ確立

連合軍ノ財政再建及政府借入金ニ関スル指令並ニボツダム宣

第一、過剩購買力ノ封鎖及各人勤労自存態勢ノ確立

一、既存預金ノ封鎖

○月○日現在ヲ以テ金融機關ノ預金等ノ元本ノ支払ヲ禁止シ
財産稅等徵收完了ノ日迄封鎖スルコト

二、預金ノ解除

(一) 個人ハ自己ノ勤勞等ニ依ル収入ヲ以テ生計ヲ樹ツルヲ本
旨トシ、貯蓄ハ不時ノ入用等本来ノ使途ニ使用セラルベキ
モノナルヲ以テ、他ニ現金、預金又ハ収入ナキ場合等ニ限
リ右封鎖ノ日ニ於ケル預金等ノ二割ノ範圍内ニ於テ右封鎖
預金ノ解除ヲ認ムルコト但シ一人ニ付最低千円最高一万円
トスルコト

(二) 会社其ノ他ノ法人ニ付テモ經營者及従業員相協力シ毎月
ノ収入ヲ以テ支出ヲ賄フベキモノトシ、右封鎖ノ日ニ於ケ
ル預金ノ五割ノ範圍内ニ於テ他ニ現金、預金又ハ収入ナキ
場合ニ限り右封鎖預金ノ解除ヲ認ムルコト但シ預金ノ解除
ハ先ツ当座預金ニ依ルモノトシ原則トシテ記名式小切手ニ
依リ払出スコト

(三) 個人企業ニ付テモ右会社ノ場合ト同様トシ唯封鎖解除ノ
割合ヲ三割トスルコト

(四) 尚公租公課ノ納付及過去ノ債務ノ返済ハ振替ノ方法ニ依
リ別途解除ヲ認ムルコト

(五) 右解除ニ當リテハ収支ノ状況、現金及製品材料等ノ手持
高等其ノ已ムヲ得ザル事情ヲ証明スルニ足ル書類ヲ當該金

言及米國ノ對日管理方針ニ遵拠シ國庫ノ經常收入(財産稅外
二稅ノ收入ハ一時的投資の支出ノ外原則トシテ之ヲ除外ス)
ノ限度内ニ於テ左ノ順序ニ從ヒ支出ヲ行ヒ自立健全財政ヲ確
立スルコト

一、行政運営上必要ナル人件費及物件費
二、生産の失業救済費
三、社会保障費
四、民生安定上必要ナル價格差補給費及補助金
五、進駐軍關係費(價格及賃金ハ公定ヲ嚴守スルコト)
六、国債利払費
七、軍需企業、賠償關係企業及個人補償
八、其ノ他

第三、價格ノ改正及嚴守

一、米価、石炭、金(対米為替)ヲ基準トシテ物価體系ヲ三
月九日迄ニ確定シ之ヲ嚴守セシメ、之ヲ違反ハ嚴罰ニ処ス
コト

二、米麦ノ供出ヲ確保スルト共ニ成ルベク消費都市供給用公
國富農牧場(国有財産及御料林ヲ活用シ之ヲ松下ゲ又ハ使
用セシムルトキハ政府ヘノ供出ヲ条件トス)ノ經營及大漁
業会社ニ依ル魚類ノ消費都市供給ヲ確保シ、食生活ノ脅威
ヲ解除スルコト

第四、企業貸出ノ適正化

一、市中銀行其ノ他金融機關ハ新規貸出及借替ニ際シ封鎖預

金解除ノ場合ト同様ノ取扱ヲ為スコト

二、日本銀行ハ左取扱ノ遵守ヲ確保スル為其ノ市中銀行ニ對
スル既貸出ノ乗換ニ際シテハ嚴重ニ當該銀行ノ取扱方ヲ審
査シ又情勢ニ応ジ大蔵省日本銀行協力シテ其ノ主たる貸出
先ノ經理及經營狀況ヲ検査スルコト尚日本銀行ノ市中銀行
ニ對スル新規貸出ハ原則トシテ之ヲ行ハザルコト

備考 本措置後ニ於ケル現金及流動預金額ハ概ネ左ノ如シ

(一) 現金(引換直後)	七五億円
(二) 個人及個人企業預金(銀行預金中個人分ハ七割トシ、 一応約二割ヲ計上ス)	三〇〇億円
(三) 法人預金(銀行預金中三割ヲ法人預金トシ其ノ五割 ヲ計上ス)	一八五億円
計	五六〇億円

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料乙五二六—三—三。

IV—25 引換令關係對司令部交渉愛知メモ(昭和二年
二月九日)

*GHQ對案 引換令關係

○証紙ヲ使用セザルコト ○引換期間の問題

○一ノ位ヲ削ルコト

○第二条ノ改正—旧券自体ヲ換ヘズニ預金ヲ經由—建前トシ
テ可ナルモ實際上ハ百円タケハ交換スルカラ可

* ④ 預金モ日銀勘定ニスル 日本銀行が預金ノ代理機關トナル
必要ハナイデハナイカ
* ⑤ 当方ノ趣旨ハ無効トナリタルモノヲ発行高ヨリ落ストイフ
趣旨、但シ例外ニ引換ヘテ認メルモノヲ差引イテ国庫二日
銀カラ納付セシメル

* ⑥ 日銀一國庫歸屬スルコトハ不可
* ⑦ 旧券授受禁止ヲヤメル一罰則ノ前提トナル規定
⑧ 罰則一新券沒收スベシ

施行規則

- * ① 五円ヲ削ルコトニ付テハ財産税ノ対象トナル俱アルヲ以テ
五円ヲ入レルガ可ナルコト引換ニモ困ラヌ
- ② 無効日ト最終日トヲ一緒ニスルコト
- ③ 三月四日ヨリ九日 短期ニスルコトニ意味アルベシ
- ④ 引揚者 二ヶ月ヲ四週ニスル
- ⑤ Colony ヤメルコト一処置済
- ⑥ 地方公共団体一無制限デハ不可ナルコト一省令ニハ入レラ
レヌカモ知レヌ
- 世帯主ヲ除キ一人百円
- ⑦ 千円トセズ 五条三項一遺失物 供託一例示的トスルコト
- ⑧ 引換ヲヤメル 指定シタ者
- ⑨ 公示ノ方法ヲ明示シ配給通帳云々ヲstrongly agreed
書込 * 1 2 / 9 事務打合 次テ大臣室 * 2 スミ * 3 ス

IV-27 緊急措置令關係対司令部交渉愛知メモ

緊急措置令

- 一、「現ニ存スル」ガナクナルコト 「準ズル」ヲ「一切ノ」ト
スル
- 二、4号ノ給料云々ニ「命令ノ定ムル」ヲ加ヘル
- 三、四、「必要アリト認ムルトキ」ヲ削ル
- 七、利息ノ支払ハ「命令ノ定ムル」トスルコト
- （新設）強キニ從フコト（特殊預金）
施行規則

一、金融機關ニ対スル一切ノ金錢債權ニ拡張スルコト 国債元
本、藏券其ノ他ハ制限セラレタル checkニ依リ支払フコト、利
子ノ支払ニ付然リ

注 大日本帝國政府用箋、日付なし。エンピツ書き。資料IV-28 参
照。

出所 大蔵省資料Z五二六-三十三。
措置令ニ於ケル問題

④ 範圍ノ問題

④ 現ニ存スル

④ 債ムノ問題 殊ニ add ノ分 private 入ラヌ

④ 最終期限ヲオクヤ否ヤ一期限ヲ置カヌ

／段々樂ニスルトイフノハ如何ナル方
法ニ依ルモノナリヤ

ミ * 4 スミ * 5 スミ * 6 Pending * 7 (引換ヲヤメル)
注 大日本帝國政府用箋。エンピツ手書にペンで書込み。本文中の書
込は~~~~で示し、欄外の書込みのみ「書込」として注記した。資
料IV-28 参照。
出所 大蔵省資料Z五二六-三十三。

IV-26 引換令ニ関スルボグダン会見結果愛知メモ

引換令ニ関スルボグダン会見結果

- ① 証紙 原則的ニ反対 サギ、紛失、保管 其ノ他ヨリ面白カ
ラズ 欧州ノ例ヨリスルモ又政府ノ信頼ガナクナル 九十
億乃至二三〇億ノ発行高ナルベシ 証紙印刷ノ為紙幣ノ印刷
遅レタルハ遺憾ナリ 要之印刷ノ計數ノ問題 実行ヲ延バ
シテマデモ証紙ヲgive up スルカ
- ② 三月四日ト九日トノ点ハ三日位ハ無効日ノ後デ良イノデハナ
イカ
- ③ 三条ノ列挙ヲ増加スルコト
- ④ 日銀ノ利益ヲトリ上ゲルダケナラバ可一其ノ利益ハ日銀ニ仮
勘定ニ置イテオクトイフコト
- ⑤ 一日次ギノ日ニ無効ニスルコトハ撤回
- ⑥ 遺失物等ニ付テハ例示スルコト

注 大日本帝國政府用箋。日付なし。ペン手書き。資料IV-28 参照。
出所 大蔵省資料Z五二六-三十三。

③ X draft ハ何日ナリヤ

④ 既存ノ債務ノ支払ニハ選択ニテ自由ヲ認メルコトノ可否

⑤ 事業資金一目的ガ狭スギルコト

⑥ 制限小切手ノ仕組ミハ如何ナルモノカ

定期積金一新シク払込シタモノハ解除ヲ認メルコト

保險一保險金ヲ貰ツタラフロックシテ具体的ニ解除

○米ノ代金等ノ特別扱

○法人ニ全然自由預金ヲ認メザリシ原案ヲ何故否定セルヤ 一
旦全部法人ノ受取金ハ預金セシメソレヲ引出ストキニハ貴方
提案ヲ行ヒ得ヘシ

○食糧寇荷機關ノ事業運営ノ為ノ費用ハ現金支払ヲ認メズシテ
可ナリヤ

注 大日本帝國政府用箋。日付なし。ペン手書き。資料IV-28 参照。
出所 大蔵省資料Z五二六-三十三。

IV-28 勅令案・省令案司令部修正要求案(昭和二年
二月九日検討資料)(卷末英文資料VI-2)

IV-29 省議愛知メモ(昭和二年二月一〇日)

二・一〇(日) 省議

二・九木内氏会談報告

④ 發表ヲ延期スルコト 二十三日發表

引換ヲ二十五日ヨリ三月九日迄(十二日迄) allowance 認

メル予入タケ

*輸送開始十六日(日銀迄) 二十三日ヨリ二十五日迄バラマク(直グニハ引換ニコヌ) 飛行機ニ依ル援助

○引換期間中ハ新シイ貸出ハストツツ(半パハ Bank Holding)

○other obligationハ予金ト同様「金融上」ノ obligationト見テ宜シキコト

個人ノ債権債ムハ入ラナイ

省令ノ第一条ノ interestハ前段ニ係ル

○checkハ他ノ paymentノ instrumentヲ含ム
制限 checkノ定義ハ入レルベキアル措置令ニ依リ認メラレタ支払ニ使ハレル政府ニ対シテハ現金トナル

stockノ意味ハ一精算、解散ノ場合ヲ意味ス X dayハ本令施行ノ日付ナルコト

勅令ヲ拡張スルコト (principal, interest 其ノ他)
○第七条ノ関係ハ当方ノ提案ノ通り

但シ利子ハ制限スルコトアルベキ旨ノ一項ヲ入レルコト
条件ニ依ツテハ無利息ニスルコトアルベシ (「利子ニ付テハ命令ヲ以テ定ム」)

○all checksトハ restricted checkノ意ナリ

○三条ノ四條
官吏ノ俸給ニ付テハ五百円ノ限定、進駐軍ニ付テモ自發的ニ拘束スル

○大法人ニ自由予金ヲ認メルコトハ不同意―法人ノ自由予金ヲ封スルコトハ自由予金ガ attractiveトナラヌ
○法人ト個人トニ、法人ニ大小ニ區別シナイコト
○cashノ不足ノ問題

莫荷機關ノ cash。政府ハ cashガ出セルコトニシテ置クコトニ意味ガアル

businessヲ carry onスル為ニ「トイフコトデハ穴ガイクラモ出来ル―具體的ニ例示スルナラバ通ルカモ知レヌ

○bonus, allowance, salary等定期的ノモノハ凡テ合セテ五〇〇円ニテ宜シ

○bank depositハ restrictedト書キ直シテ可ナリ

○4条 buildingノミナラズ necessary for peace time productionヲ入レテ宜シ

―広義ニテ可ナリ
○legal priceハ authorized priceニテ可ナリ

○debt, repayment等ハ restricted checkノミニ依ル先方提案ノ5条ハ撤回シテ Art 4ニ insert「d, e, fトスル

○貸出ニ付テハ新規ニ付テモ Art 14記載ノ通り封鎖予金解除ヲ認メラレタルモノノミニ限ル

○米ノ供出代金ヲ自由ニスルコトニ付テハマ元帥モ反対スルデアラウ

今後ノ代金ハ自由 cashニテ可ナリ
○俸給ノ支払ニ付テハ制限スルコトモ法文化スル

一、預金払出ニ追加認メラレ度キモノ

株式払込、社債、金融債、国債購入金、貸付金―例之貨屋。下請ニ対スル貸付。 X day後投資資金ノ為ノ払出

二、金融機関ノ貸付
貸付ハ凡テ封鎖―タシカメルコト 凡テ自由ニスルハ困ル

三、①事業会社ノ必要ナル資金―制限小切手ニスレバ宜イデハナイカーソノ通り使ハレタカ否カ認証ハ可能ナリヤ―不渡トスルカ否カ―追及困難

例示スルコト不可能 例之証券ノ売買、保証金、備船料、鉱山、特許料、訴訟

②農民ノ肥料ニ checkヲ切ラセルコトハ不可能デハナイカ

四、引換時ニ於ケル事業場毎ノ現金保有額―一定限度内ノ引換ヲ認メルコト

五、株主払込金ニ対スル配当―新円ヲ以テ支払ハレタルモノニ付テハ新円ヲ以テ配当スル

○貸付ガ納税資金ノ為ニ借入ガ出来ルコトニナツテハ不可書込 *1証紙ハ第一期計画ヲ打切ル

注 大日本帝國政府用箋。エンピツ手書き。資料 IV―28 参照。
出所 大蔵省資料乙五二六―三十三。

IV―30 昭和二年二月一四日日程

二月十四日(木) 日程

(一) 閣議関係(午後一時)

一、金融緊急措置令(修正案)

二、日本銀行券預入令(修正案)

三、証紙令(新規)

四、臨時財産調査令(修正案)

五、大臣談

○右正午迄ニ準備スルコト
(二) 内奏関係(午後三時三十分)

右四勅令ノ外
一、財政緊急処分関係勅令

二、物価関係(谷村事務官正午迄)ヲ準備スルコト
(尚枢密院ニ対スル説明要旨ヲモ御持参願フコト)

(三) 枢密院関係
出来得レバ午後三時以降御審査ヲ願フコト

(四) 内部準備
一、大臣談ヲ英訳ノ上 G・H・Qノ承認ヲ求ムルコト

二、発表用要領解説ヲ準備スルコト

三、証紙ニ関スル大臣談並ニ之ガ英訳ヲ完成シ G・H・Qノ承認ヲ求ムルコト
四、大臣放送原稿及英訳完成ノコト
五、放送日時ノ内交渉ヲ進ムルコト
六、各勅令付属ノ省令及告示完成ノコト
七、印刷局ニ官報号外発行ニ関シ打合せノコト
八、十六日ノ発表及示達方法決定ノコト

- 1、金融機関召集ノ時刻、場所、範圍
- 2、財務局長ニ対スル示達方法
- 3、高松及熊本財務局ニ対スル伝書使人選決定
- 4、通貨委員会

九、引換請求書ノ用紙印刷ノコト

書込 *125日ニ引換開始ヲ明示スルコト

注 ガリ印刷。

出所 大蔵省資料Z五二六—三—三。

IV—31 要処理事項・予定等愛知メモ (昭和二年二月十四日)

*

○高松局長ヲ大阪ニ呼ブコト

○熊本へ出張サセルコト

○証紙ハ発表セザルコト

○緊急処分ノ件—G・H・Qトノ關係

○公布施行ノ日付ノ問題

○地方局長ニ対スル説明用意

○大蔵大臣放送ノ日付

○大臣ニ申上ゲルコト

①輸長談ヲ訂正スルコト

②証紙ノ発効延期スルコト

◎定期券ノ購入代金

自由ニ出サセルコト

封鎖手金—郵便局テ封鎖支払ノ出来ル方法ヲトルコト

唯今法制局長官、枢府議長私邸ヨリ電話ニテ内閣ヘノ連絡要旨左ノ通り

一、明日(金曜)午後一時三十分 精査委員会

一、明後日(土曜)午前十時ヨリ 右続行

一、明後日零時四十分 陛下親臨本會議

○精査委員会ハ全顧問官ヲ以テ構成從テ副議長委員長トナル

○明後日ノ発表ヲ午後一時トスルハ右ノ結果多少困難トナルベ

キモ発表日時等ハ明朝改メテ内閣総務課長ト打合セスルコトト

致シタリ

明日十五日(金) 午後一時半 全員

明後十六日 全員委員会 午後〇時四十分 親臨本會議

十五日ノ閣議ニ上提見込ノモノ(物価關係)——一時発表ハ無

理

基本要綱

統制ノ方針ニ関スル件

賃金給与ノ統制ニ関スル件

基準價格及賃金一覽表(参考表)

書込 *12—14 要処理

注 大日本帝國政府用箋。——(原文の傍線ではない)は赤エンピ

ツ、他はエンピツ手書き。

出所 大蔵省資料Z五二六—三—三。

IV—32 枢密院提出書類一覽 (昭和二年二月四日)

枢密院へ提出書類

(昭二—二—一四)

勅令案

一、金融緊急措置令

一、日本銀行券預入令

一、日本銀行券預入令ノ特例ノ件

一、臨時財産調査令

一、通信事業特別會計又ハ帝國鐵道會計ニ於ケル昭和二十年度

ノ追加経費支弁ノ為ノ借入金ニ関スル件

説明要旨

一、金融緊急措置令日本銀行券引換等ニ関スル勅令等制定理由

説明要旨

一、臨時財産調査令制定ニ関スル件説明要旨

一、通信事業特別會計又ハ帝國鐵道會計ニ於ケル昭和二十年度

ノ追加経費支弁ノ為ノ借入金ニ関スル件説明要旨

注 タイプ打ち。

出所 大蔵省資料Z五二六—三—三。

IV—33 金融緊急措置令、日本銀行券引換等ニ関スル勅令等制定理由説明要旨 (昭和二年二月四日渡沢藏相内奏)

金融緊急措置令、日本銀行券引換等ニ関スル勅令等制定理

由説明要旨

* 金融緊急措置令、日本銀行券預入令及日本銀行券預入令ノ

特例ニ関スル勅令制定ノ理由ヲ説明致シマス。

今ヤ我が國民經濟ハ急激ニ悪性インフレーションノ段階ニ

突入スル危險ガ増大シテ居リマス。

日本銀行券発行高ハ一昨年末百七十七億余万円、昨年七月

末二百八十四億余万円アリマシタガ、終戦當時急激ニ膨張

シテ同八月末ニハ四百二十三億余万円ト一ヶ月間ニ一挙約百

四十億円ノ増加ヲ見マシタモノガ、再ビ同十一月ニ入り急歩

調フ以テ著増ヲ見ルニ至リ、昨年末ニハ五百五十四億余万円

ト一昨年末ニ比シ約三百七十七億円、三倍強ノ増加ト相成リ、

更ニ去ル二月十二日ニハ五百九十四億余万円トナツテ居リマ

ス。

斯カル終戦後ニ於ケル通貨ノ急膨張ハ、多年ニ亘ル戦争ニ
因リ我が經濟国力ガ甚大ナル消耗ヲ蒙ルト共ニ他面戦費ノ調
達ガ専ラ國債ニ依存シタ結果國民經濟のニハ莫大ナル購買力
ヲ累積シ、物資ト通貨トハサラヌダニ著シキ不均衡ヲ示シ居
リタル秋ニ當リ、終戦後食糧ノ絶對的不足ニ加ヘテ農家ノ供

出不振、消費者層ノ買集リヲ来シ、又価格及配給体系ノ混乱、石炭ノ不足及各種生産組織ノ内外両面ニ於ケル不安定等が相累積シ通貨ノ急膨張ニ拍車ヲカケタモノト認メラレノデアリマス。政府トシテハ斯カル情勢ニ対処シ根本的ニ物資ト通貨トノ均衡ヲ回復シ、我國財政經濟ヲ再建シ通貨、物価等ノ体系確立ノ素地ヲ造成セント企圖シ約一千億圓ニ上ル財産税等ヲ徴取スルコトヲ致シテ居ルノデアリマスガ、何分ニモ当面ノ危機ハ急歩調ヲ以テ差迫リツツアリマスノデ、右ノ根本対策ハ此ノ危局打開ニハ間ニ合ハナイ惧レガアルノミナラズ、若シ現状ノ儘放置致シマスレバ、我國ハ破局のインフレーションヲ誘発シ、社会經濟秩序ノ崩壊ヲ来ス虞ガ多分ニ存スルノデアリマス。斯クテハ折角ノ根本対策アル財産税等ノ創設ノ如キモ到底所期ノ効果ヲ挙ゲ得ザルベキハ言フ俟タヌ所デアリマス。

從ツテ政府トシテハ此ノ際一大決意ヲ以テ既存ノ過剩購買力ノ主要源泉タル過剩現金ヲ回収スルト共ニ金融機關ノ既存ノ預金等ノ債務ノ支払ヲ少額ノ生活資金等已ムヲ得ザルモノノ外禁止シ、又一定ノ債務ノ支払ニ付テハ封鎖支払ノ方途ヲ講ジ新ナル基盤ノ上ニ資金使用ノ適正ナル調整ヲ行ヒ得ル態勢ヲ整備シ、他面之ト併行シ諸般ノ根本対策ヲ実施シ、物ト金トノ均衡ヲ回復シ、又物価ノ水準及体系ヲ整ヘ以テ社会經濟ノ安定ニ備フルコト刻下喫緊ノ要務ト認メ憲法第八條ノ規定ニ基キ金融緊急措置令、日本銀行券預入令及日本銀行券

預入令ノ特例ノ件ノ制定ヲ仰ガント決意致シタ次第デアリマス。
尚別ニ説明致シマスル如ク此ノ際追テ制定セラるベキ財産税法案等ノ調査時期ヲ右ノ三勅令ノ実施ニ即応シテ確定シ当該時期ニ於ケル個人及法人ノ財産等ヲ調査スルコトヲ致シタインデアリマス。

次ニ右三勅令ノ主ナル点ニ付テ説明致シマス。

(以下略)

書込 *122・2・14 沢沢大臣内奏

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料乙五二六―三―三。

IV-34 臨時財産調査令制定ニ関スル件(樞密院提出資料)

臨時財産調査令制定ニ関スル件

一、制定ノ趣旨

政府ハ戰時利得ヲ排除スルト共ニ戰後財政ノ確定ヲ図リ、悪性インフレーションヲ防止シテ國民經濟ノ安定ニ資スル等ノ為、財産税、個人財産増加税及法人戰時利得税ヲ創設セントシ、目下準備ヲ急イデ居ル次第デアリマシテ、此等法律案ノ草案ハ連合國軍最高司令部ノ指示ニ基キ其ノ承認ヲ求ムル為昨年十二月三十一日同司令部ニ提出セラレテ居ル次第デアリマス。

此等ノ新税ニ関スル法律案ハ総選挙後ニ開会セラルベキ特別議會ニ提案スルコトニ致シテ居ルノデアリマスガ、財産税等ノ課税氣構ニ依リ民間ニハ預金引出又ハ換物等ノ傾向が相当旺盛ニ見受ケラレテ居リマスト共ニ、他面生産活動ノ意欲ハ兎角停滯シ勝チノ状態ニアリ之ガインフレーションノ亢進ヲ刺激シテ居ルコトヲ見逃シ得ナイノデアリマシテ早急ニ財産税等ノ調査時点ヲ画シ民心ノ安定ヲ図ル必要ガアルト存スル次第デアリマス。依テ別ニ御審議ヲ願フテ居ル食糧、通貨、金融等ノ綜合対策ノ一環トシテ、換言スレバ日本銀行券ノ引換及金融緊急措置ノ実行ニ即応シテ此ノ際財産税等ノ調査時期ヲ確定スルト共ニ直ニ調査スルニ非ザレバ後日財産状態ノ確認が殆んど不可能ナル様ナ財産關係ノ移動ノ頻繁ナ財産等ヲ調査確認シテ置キ、新税ノ創設及確保ニ資スル為憲法第八條ノ規定ニ依リ臨時財産調査令ノ制定ヲ仰ガントスル次第デアリマス。

二、本令ノ要領

臨時財産調査令ハ先ヅ調査時期ヲ命令ヲ以テ定ムルコトヲ致シテ居リマスガ概ネ日本銀行券ノ旧券ガ強制通用力ヲ失フ日ノ翌日午前零時トシテ定ムル見込デアリマス。將來実施セラるベキ財産税ハ、此ノ調査時期ニ於テ有スル個人及法人ノ財産ヲ対象トシテ課税スルコトニ相成ルノデアリマス。又個人財産増加税及法人戰時利得税ノ課税時点ノ終期ハ、此ノ調査時期ニ依ルコトニ相成ルノデアリマス。

次ニ本令ハ調査スベキ事項ヲ定メテ居リマス。其ノ一ハ預金貯金又ハ有価証券等ヲ預貯金者又ハ有価証券ノ所有者等ヨリ申告セシメ、生命保険、信託又ハ無尽等ノ契約關係ヲ契約者等ヨリ申告セシメ、其ノ外特別ノ場合ニ於テ日本銀行券ノ旧券在高ヲ其ノ所有者ヨリ申告セシメントスルモノデアリマシテ、以上ハ個人及法人ヲ通シテ申告セシムルモノデアリマス。其ノ二ハ一般ノ法人ヲシテ調査時期ヲ現在トスル打切決算ヲ行ハシメ財産目録其ノ他ノ書類ヲ作成シテ政府ニ提出セシメントスルモノデアリマス。其ノ三ハ物品販賣業、製造業等特定ノ事業ヲ行フ個人ヲシテ調査時期ニ於テ有スル特定ノ動産及債權債務ニ関シテ申告セシメントスルモノデアリマス。

次ニ本令ハ申告ニ関スル特別ノ手續ヲ定メテ居リマス。即チ預貯金、有価証券、各種契約等ニ関スル申告ノ場合ニ於キマシテハ、郵便局、銀行其ノ他ノ金融機關ニ於テ申告受理ノ事務ヲ取扱フコトトシ、申告者ハ申告書ト共ニ預金通帳、預金証書、國債証券、株券等申告書ニ記載セラレテ居ル有価証券其ノ他財産又ハ契約ヲ証スル書面ヲ金融機關ニ持參スルコトト致シテ居ルノデアリマス。

金融機關ニ於キマシテハ申告書ト通帳、証券等ヲ対照シ申告書ノ記載事項ガ正当アルコトヲ確認致シマシタキハ、大蔵省ヨリ発行スル申告済証紙ヲ通帳、証券等ニ貼付ケ之ニ金融機關等ノ印章ヲ以テ契印シテ返還スルコトニ致シテ居ルノデアリマス。又預金者其ノ他ノ財産權者ノ住所又ハ氏名等ノ

正確ナルコトヲ期スル為、申告ニ際シマシテハ米穀通帳等ヲ持參セシムルコトヲ致シテ居ルノデアリマス。若シ此ノ申告ノ手續ノ行ハレナカツタ場合ニ於キマシテハ預貯金ノ払戻、公社債ノ償還、株式ノ配当等ヲ停止シ、追テ法律ノ定ムル所ニ依リ此等ノ權利ヲ國庫ニ帰屬セシメントスルモノデアリマス。

次ハ法人ノ打切決算ニ関スル提出書類又ハ個人ノ動産等ニ関スル申告ノ内容ニ付、其ノ可否ヲ確認スル為必要アルトキハ、稅務署長又ハ其ノ代理官ニ質問及検査ノ權能ヲ付与セントスルモノデアリマス。

最後ハ罰則ニ関スル規定デアリマシテ、本令ノ財産調査ノ的確正當ヲ期スル為、從來ノ罰則ニ比シ相當嚴重ナル罰則ヲ設ケントスルモノデアリマス。

注 ガリ版刷。

出所 大藏省資料乙五二六—三三。

IV—35 臨時財産調査令想定問答 (対枢密院)

問 本令ヲ緊急勅令ヲ以テ實施セントスル理由如何

答 財産稅法等三新稅法案ハ昭和二十年十一月二十四日付ノ戰時利得ノ排除及國家財政ノ再建ニ關スル連合軍最高司令部ノ覺書ニ依リ總選舉後ノ最初ノ議會ニ提出スルコトト相成リ居ル処總選舉及其ノ後ノ特別議會ガ当初ノ予定ヨリ相當遅延シ、財産稅等ノ調査時期ガ未ダ決定セザル為、調査時期前ニ財産

ヲ隱匿シ又ハ金錢ヲ物ニ交換セントスル傾向ガ相當旺盛ニ見受ケラレト共ニ財産稅等ノ課稅ニ因テ調査時期前ニ努力シテ財産ノ増加ヲ図ルモ益ナシトスル風潮ハ、怠業の氣風ヲ増長シ、現下緊要ナル生産ニ著シキ障害トナリ居リ、此等ガ相俟ツテインフレーションノ亢進ニ刺戟ヲ与ヘ居ルコトハ見逃シ得ザル処ナリ、因テ此ノ際緊急ニ財産稅等ノ調査時点ヲ画シ民心ノ安定ヲ図ル為金融緊急措置令等ノ實施ニ即應シテ緊急勅令ニ依リ臨時財産調査令ヲ制定シ、財産稅法等ノ調査時期ヲ確定スルト共ニ當該時期ニ於ケル個人及法人ノ財産ヲ調査シテ財産稅等新稅ノ創設及確保ニ資セントスル次第ナリ

問 財産稅等新稅法案ハ早速ニ實施スルノ要アリト認ムルモ之ヲ緊急勅令ニ依リ實施スル意思ナキヤ

答 現下ノ諸情勢ニ鑑ミレバ財産稅等新稅ハ早速ニ之ヲ實施スルニ非ザレバ其ノ実効ヲ期シ難キコトハ御説ノ通りナルモ、
(一) 一般ニ稅法ハ議會ノ協賛ヲ經テ之ヲ制定スベキモノト
思料セラルル処、特ニ今回ノ財産稅等ノ如キ画期的ナ租稅ハ議會ノ協賛ヲ經テ國民全体ノ總意ニ依リ之ヲ實施スルニ非ザレバ実効ヲ期シ難シト認メラルルノミナラズ(二) 連合軍最高司令部ノ覺書ニモ其ノ法律案ヲ本年ノ最初ニ開カルベキ議會ニ提出スベキ旨指令アリ(三) 憲法第七十條トノ關係等ニ顧ミ、財産稅等新稅ヲ緊急勅令ニ依リ實施シ得ルヤ否ヤニ付テハ憲法上モ疑義アリ

(二) 日銀券引換ニ關スル緊急勅令及金融緊急措置令ニ依リ一

面ニ於テ余剩資金ノ吸收及封鎖ヲ行フト共ニ臨時財産調査令ニ依リ財産稅等ノ調査時期ヲ確定シ且所要ノ調査ヲ實施シ置クニ於テハ、總選舉及其ノ後ノ特別議會ノ延引ニ因リ、財産稅法等ノ實施ガ遅延シ居ルコトヨリ生ズル間隙ハ十分之ヲ補填シ得ルモノト認メラル

依テ此ノ際臨時財産稅等新稅法案ヲ緊急勅令ニ依リ實施スルコトハ適當ニ非ラズト思料ス

問 本令ハ「ボツダム」勅令ト為スベキニ非ズヤ

答 本令ハ日銀券引換及金融緊急措置令ト並行シテ當面緊急ノ要請ニ基キ早速ニ財産稅等ノ調査時点ヲ画シ民心ノ安定ヲ期スルト共ニ此ノ際必要ナル調査ヲ實施シ以テ財産稅等新稅ノ創設及確保ニ資スル為特ニ制定セントスルモノニシテ、本令ヲ「ボツダム」勅令ニ依リ實施スルコトハ連合軍最高司令部ノ指令ノ文面ニ照シ多少疑義アルノミナラズ政府ノ財産稅等立案ニ對スル自主の立場ガ全然没却セラレ國民ニ与フル感覺ニ於テモ面白カラザルモノアリト思料セラルルヲ以テ、本令ハ財産稅法ノ一部ヲ規定スルモノトシテ憲法第八條ノ緊急勅令ニ依ルヲ適當ナリト思料ス

問 本令ト財産稅法等トノ關係如何

答 本令ハ財産稅等新稅ノ創設及確保ニ資スル為財産稅法等ノ調査時期ヲ確定シ當該時期ニ於ケル個人及法人ノ財産ヲ調査スルコトヲ目的トスル緊急勅令ニシテ財産稅法ノ規定ノ中金錢の財産ノ申告及其ノ確認、法人ノ打切り決算ニ依リ財産目

録其ノ他ノ書類ノ提出、特定ノ事業ニ關スル動産等ノ申告、質問、検査及罰則等ヲ其ノ内容トシ實質上財産稅法ノ一部ヲ成スモノニ外ナラズ而シテ本令ニ依リ確定セラルル調査時期ハ独リ本令調査ノ対象タル財産ノミナラズ廣ク財産稅法等ノ總テノ財産ノ調査時期トナルベキモノニシテ個人財産増加稅及法人戰時利得稅ノ課稅上終期モ亦本調査時期ト合致スベキモノト考ヘラル

問 特定ノ財産ニ付今回調査セントスル理由如何

答 本令ガ今回調査セントスル範圍ハ現金、預貯金及有価証券等日銀券引換ニ關スル緊急勅令及金融緊急措置令ノ實施ノ機會ニ是非共調査確認ヲ為スヲ必要又ハ適當トスルモノ及特定ノ事業ヲ行フ個人ガ其ノ事業ニ關シテ有スル商品、原料品等ノ如ク流通性強ク爾後申告セシムルヲ適當トセザルモノニ限定セラレ居リ、此等ハ移動性多ク此際調査確認スルニ非ザレバ後日財産狀態ノ確認ガ殆ド不可能ナルヲ以テ本令ニ依リ今回調査セントスル次第ナリ、不動産等其ノ他ノ財産ニ付テハ財産稅法等實施後ニ一般申告ヲ為サシムルモ敢テ弊害ナキモノト認メ之ヲ本令ヨリ除外シタリ、消費者ノ買入品ノ如キハ多少ノ問題存スルモ其ノ性質等ニ鑑ミ本令ニ依リ調査スルハ適當ナラズト認メ之亦除外シタリ

問 本令第九條ニ依リ私權ヲ制限スル等ノ措置ヲ講ゼントスル理由如何

答 今回制定セントスル財産稅等ハ最高稅率十割ニ至ル高率ノ

課税ヲ行ハントスルモノニシテ財産ノ調査確認ニ付完璧ヲ図ルノ要アルヲ以テ本令ハ預貯金、有価証券等ニ付テハ其ノ申告ヲ命ジ若シ申告ヲ為サザル場合ニ於テハ此等ノ財産ノ効力ヲ制限スル等ノ措置ヲ講ジ金額財産税等ノ課税ヲ受ケタルト同様ノ効果ヲ明ニシタル次第ナリ

問、皇室財産ニ対スル財産税等課税ニ関スル経過

答、昭和二十年十一月二十四日付ノ戦時利得ノ排除及国家財政ノ再建ニ関スル連合軍最高司令部ノ覚書ニ依リ皇室財産ニ對シ大蔵省ニ於テハ此ノ以前ヨリ皇室財産ニ對スル課税ノ外國ノ立法例及課税スル場合ノ法律上ノ措置等ニ付研究ヲ進メツツアリシガ右ノ覚書ニ基キ宮内省當局トモ十分連絡ヲ保チツツ皇室財産ニ課税スル法律上ノ措置等ニ付協議ヲ重ネ、旧臘財産税等ノ草案ヲ連合軍最高司令部ニ提出シタル際皇室財産ニ對スル課税ノ件ニ關シ別途措置ヲ講ジツツアル旨付記シタル次第ナリ、其ノ後モ宮内省當局ト緊密ニ連絡ヲ採リツツアリ、今回ノ臨時財産調査令ニ付テモ既ニ打合ヲ了セル次第ナリ

注 ガリ版刷。

出所 大蔵省資料Z五二六—三—三。

IV—36 金融緊急措置關係枢密院關係資料目次(昭和二十二年二月文書課)

昭和二十二年二月

金融緊急措置關係枢密院關係資料

大臣官房文書課

目 次

- 一、昭和九年度以降一般會計歳出入算重要経費別調
- 二、昭和二十一年度予算調整見込額表
- 三、昭和六年度以降年別及昭和二十年以降月別日本銀行券発行高調
- 四、
銀行主要勘定調
(一) 特別銀行(除日本銀行)
(二) 普通銀行
(三) 貯蓄銀行
(四) 合計
- 五、昭和六年度以降年別及昭和二十年以降月別全国信託会社信託主要勘定調
- 六、昭和六年度以降預金部状況(原資及運用)調
- 七、昭和二十年以降預金部資金運用計画
- 八、昭和六年度以降年別及昭和二十年以降月別農林中央金庫主要勘定調
- 九、昭和六年度以降道府県農業会主要勘定調
- 十、昭和六年度以降市町村農業会主要勘定調
- 十一、昭和六年度以降年別及昭和二十年以降月別全国無尽会社主要勘定調
- 十二、昭和六年度以降新規公債発行額調

十三、昭和十一年度以降政府資金収支額調

調

(四) 戦後通貨物価対策委員会
午後三時(於勸銀五階大蔵省會議室)

一、大臣

(五) 發表關係

十五、昭和二十一年ヨリ昭和二十五年迄ノ国民所得予測試算
十六、昭和二十一年度標準世帯最低生活費試算
注 タイフ打ち。

出所 大蔵省資料Z五二六—三—三。

IV—37 昭和二十二年一月一六日日程等

二月一六日(出)日程

(一) 枢密院關係

- 一、精査委員会……午前十時()
- 二、本 会 議……午後〇時四十分(大臣、次官)

(二) 各省総務局長、會計課長等ニ對スル説明会

- 午後二時(於勸銀二階一號室)
- 一、次官挨拶
- 二、説明(文書課長)
- 三、質疑応答

(三) 金融機關ニ對スル説明会

- 午後四時(於日本銀行)
- 一、次官挨拶
- 二、説明(銀行課長)

(六) 其ノ他

- 1、内示(午前十時)
- 2、大臣ノ会見

一、省令、告示ヲ十七日官報ニ掲載方手配スルコト

二、内務次官、地方長官、日銀總裁宛通牒ヲ発スルコト

三、財務局長宛通牒ヲ発スルコト

四、熊本財務局ニ對シ伝書使派遣ノコト

五、証紙見本ヲ枢密院ヘ持参スルコト

六、勅令案説明要旨ヲ枢密院ヘ届ケルコト

七、日本銀行券預入令(修正分)ヲ枢密院ヘ届ケルコト

八、

九、

十、

◎ 發表用トシテ用意スベキ印刷物

一、大蔵大臣談

二、金融緊急措置令関係

- 1、勅令
- 2、省令
- 3、告示
- 4、要領

三、日本銀行券預入令関係

- 1、勅令
- 2、省令
- 3、告示
- 4、要領

四、臨時財産調査令関係

- 1、勅令
- 2、省令
- 3、告示
- 4、要領

五、物価関係

各省総務局長等ニ対スル金融緊急措置ニ関スル説明会

一、日時 二月十六日(土)午後二時

二、場所 於勸銀二階二号室

三、出席者

- 内閣 会計課長 審議室橋井参事官
内務省 地方局長 警保局長 会計課長

農林省 総務局長 会計課長
商工省 商務局長 会計課長
司法省 刑事局長 会計課長
文部省 会計課長
外務省 政務局長 会計課長
厚生省 吉武局長 会計課長
運輸省 官房長 会計課長
第一復員省 経理局長
第二復員省 経理局長
逓信院 総務局長 貯金保険局長及関係課長
(大蔵省 各部長 官房長及官房各課長)
注 ガリ版刷。厚生省吉武局長は劳政局長。
出所 大蔵省資料乙五二六—三二三。

V 緊急措置の発動過程